

令和5年12月1日三春町議会定例会12月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
4番 佐藤弘	5番 山崎ふじ子	6番 石井一正
7番 小林孝	8番 松村妙子	9番 三瓶文博
10番 篠崎聡	11番 橋本善一郎	12番 佐久間正俊
13番 影山常光	14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一
16番 影山初吉		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第70号 財産の無償貸付について

議案第71号 三春町衛生車購入契約について

議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 三春滝桜観桜料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第78号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第79号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

令和5年12月1日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山 孝男	2番 三瓶 一壽	3番 大内 広信
4番 佐藤 弘	5番 山崎 ふじ子	6番 石井 一正
7番 小林 孝	8番 松村 妙子	9番 三瓶 文博
10番 篠崎 聡	11番 橋本 善一郎	12番 佐久間 正俊
13番 影山 常光	14番 遠藤 亮子	15番 鈴木 利一
16番 影山 初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恭朗	企業局長	大内 広三
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課長	鳴原 健二		

農業委員会会長	橋本 正亀
---------	-------

代表監査委員	鈴木 輝夫
--------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年12月1日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託
- 第8 陳情事件の委員会付託

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は16名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 それでは、ただ今から、令和5年三春町議会定例会12月会議を開きます。

○議長 お諮りいたします。本定例会議の議事日程は掲載した令和5年三春町議会定例会12月会議議事日程のとおりとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番山崎ふじ子議員、6番石井一正議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。定例会12月会議日程は、本日より12月7日までの7日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会12月会議の日程は、本日より12月7日までの7日間と決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和5年度第6回、第7回、第8回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたので了承願います。

次に、定期監査の結果について、監査委員より報告があり、その写しを掲載しましたので了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載した、議案第70号「財産の無償貸付について」から、議案第79号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について」までの10議案です。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。議会定例会12月会議の開会にあたり、ご挨拶申し上げます。

はじめに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援についてであります。

政府は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、低所得世帯の支援を拡大す

るとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、「重点支援地方交付金」の追加を決定し、その裏付けとなる補正予算が、先日国会で成立いたしました。

政府は、総合経済対策の早期執行に向け、地方公共団体に対して年内の予算化に向けた検討を進めるよう求めており、三春町においても検討を進めているところであります。

低所得世帯の支援の拡大に係る予算措置については、速やかな支援の実現に向け、今定例会に関連する補正予算を上程しておりますが、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援内容については、速やかに検討を進め、必要な対応を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、河野広中の没後100年を記念した事業についてであります。

4月には歴史民俗資料館で「河野広中の生涯」と題した特別展、8月には「こども議会」を行ってきましたが、10月7日には記念のシンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは、河野広中に対する研究の成果発表を田村高校生が行い、また、新聞紙研究家の町田様に「河野広中と県内新聞紙との関係」について、また、元法政大学教授の長井様には、「河野広中と禅の教え」などについて、講演をいただいたところであります。

あらためて、河野広中の功績などを認識するとともに、将来を担う子どもたちには、河野広中の功績や思いを学ぶことで、身近なまちづくりや行政などに対し、関心を持つ人材に成長することを期待したいと思います。

次に、災害対策についてであります。

近年の災害については、予測困難なゲリラ豪雨の発生や異常気象による猛暑など、幅広い事象への対応が必要な状況になっています。

町では、こうした状況に対応していくため、町民に対し、速やかな気象情報の提供を目的として、町内2ヶ所に気象観測システムを設置し、気温や湿度、暑さ指数、雨量などの情報発信の運用をスマートフォンアプリPOTEKAで開始したところであります。

町民の皆様には、こうした情報を積極的に収集していただき、いざという時の対応に役立てていただければと考えており、今後は、気象観測システムの周知・広報に努めていきたいと思っております。

次に、岩江こども園の整備についてであります。

令和7年4月の開園に向けて、現在、敷地造成工事及び園舎の新築工事を進めておりますが、開園後の岩江こども園が目指す保育について、現場保育士が中心となってその内容を取りまとめたところであります。

岩江こども園においては、地域の子育て支援の拠点として、子どもと保護者に寄り添い、一人ひとりの子どもを大切にする保育を実践して参りたいと考えております。

最後に、今年も年末を迎え、この1年間、議会をはじめ、多くの町民の方々にご支援・ご協力を賜りましたことに対し、あらためて、衷心より感謝を申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

財産の無償貸付に係る議案が1件、三春町衛生車購入契約に係る議案が1件、条例の一部改正に係る議案が5件、補正予算に係る議案が3件で、合計10議案を提案させていただいております。

それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重に審議されまして、全議案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。
これは、議案第70号から議案第79号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第70号「財産の無償貸付について」を議題とします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第71号「三春町衛生車購入契約について」を議題とします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第72号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第73号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第74号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第75号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第76号「三春滝桜観桜料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第77号「令和5年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第78号「令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第79号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

……………**議案の委員会付託**……………

○議長 日程第7、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております、議案第70号から議案第79号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託し、審査することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう願います。

……………**陳情事件の委員会付託**……………

○議長 日程第8、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第7号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」、陳情事件第8号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」、陳情事件第9号「原発事故汚染水(ALPS処理水)の海洋放出中止の意見書提出を求める陳情書」の委員会付託につきましては、掲載した陳情事件文書表のとおり付託することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

……………**散会宣言**……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前10時13分)

令和5年12月4日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
4番 佐藤弘	5番 山崎ふじ子	6番 石井一正
7番 小林孝	8番 松村妙子	9番 三瓶文博
10番 篠崎聡	11番 橋本善一郎	12番 佐久間正俊
13番 影山常光	14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一
16番 影山初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋	書記 橋本 和宜
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副 町 長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恭朗	企業局長	大内 広三
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課長	鳴原 健二		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年12月4日（月曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

ただいま出席している議員は16名です。

したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、8名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願い申し上げます。

○議長 これより本日の会議を開きます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については掲載してある議場席次図のとおりであります。

…………… ・ ・ 一般質問 ・ ・ ……………

○議長 日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は会議規則第56条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は会議規則第62条の規定により質問者1人につき質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、通告による質問を順次許します。

4番佐藤弘議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○4番(佐藤弘議員) 三春町の小中学校におけるいじめについて、質問いたします。

第1点に、当町におけるいじめの件数は、令和元年度、小学校53件、中学校22件、令和2年度は小学校79件、中学校6件、令和3年度は小学校28件、中学校3件、令和4年度、小学校93件、中学校6件であります。学年ごとの件数をお聞かせ願います。

2点目、解決に向け、どのような取組みをしてきたのか、解決した件数、年度ごとについてお聞かせ願います。

3点目、三春中学校のいじめ問題対策委員会についてですが、学校から出された書類について机上での審査して、いじめなしなどと結論を出していること、間違いが結構あるのに、校長・教頭・担任等を呼んで全く確認もしないのはおかしいのではないか。

また、委員会の提言としてスクールソーシャルワーカーの活用がなかったと指摘、教育委員会として活用のできないものを配置しているのは問題と思う。

4点目、いじめ問題調査委員会について、再調査を対策委員会と同じメンバーとしたのはおかしい。同じ結果見え見えではないか。

以上、質問です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1点目のご質問にお答えします。

令和元年度は、小学校1年生が12件、2年生が4件、3年生が17件、4年生が6件、5年生が4件、6年生が10件の計53件、中学校1年生が9件、2年生が9件、3年生が4件の合計22件となっております。

令和2年度は、小学校1年生が18件、2年生が11件、3年生が10件、4年生が20件、5年生が9件、6年生が11件の計79件、中学校1年生が4件、2年生が1件、3年生が1件の合計6件となっております。

令和3年度は、小学校1年生が7件、2年生が5件、3年生が7件、4年生が4件、5年生が5件の合計28件、中学校1年生が1件、2年生が1件、3年生が1件の合計3件となっております。

令和4年度は、小学校1年生が6件、2年生が6件、3年生が11件、4年生が26件、5年生が12件、6年生が32件の合計93件、中学校1年生が4件、2年生が1件、3年生が1件の合計6件となっております。

2点目のご質問にお答えします。

町・教育委員会では、平成28年4月に三春町いじめ防止基本方針を定め、これに基づき、各小中学校においても、いじめ防止基本方針を定めています。この基本方針では、いじめの早期発見を重視し、いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、ささいな兆候や友人関係のトラブルであっても、いじめではないかと疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的にいじめの認知に努めることとしています。

この前提の下、いじめの疑いに関する情報があつたときには、校長以下の教職員が状況の迅速な共有を図り、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制を整え、対応方針を決定し、保護者とも連携しながら組織的に対応していくこととしています。

具体的には、いじめに関わった児童生徒に対しては、校長・教頭・教員による事実の確認と指導、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる相談、いじめを受けた児童生徒への謝罪の指導等を行っています。

いじめを受けた児童生徒に対しては、スクールカウンセラーによるカウンセリング、心の安定を図るための定期的な教員の関わりと環境構成、学級担任や関係職員による教育相談の継続と家庭との連携を行っています。

次に、解決した件数についてお答えします。

令和元年度は、小学校1年生が12件中11件、2年生が4件中4件、3年生が17件中17件、4年生が6件中6件、5年生が4件中4件、6年生が10件中10件の合計52件、中学校1年生が9件中8件、2年生が9件中9件、3年生が4件中4件の合計21件となっています。

令和2年度は、小学校1年生が18件中13件、2年生が11件中8件、3年生が10件中6件、4年生が20件中16件、5年生が9件中6件、6年生が11件中9件の合計58件、中学校1年生が4件中4件、2年生が1件中ゼロ件、3年生が1件中1件の合計5件となっています。

令和3年度は、小学校1年生が7件中7件、2年生が5件中5件、3年生が7件中6件、4年生が4件中4件、5年生が5件中5件の合計27件、中学校1年生が1件中1件、2年生が1件中ゼロ件、3年生が1件中ゼロ件の合計1件となっています。

令和4年度は、小学校1年生が6件中6件、2年生が6件中6件、3年生が11件中7件、4年生が26件中22件、5年生が12件中10件、6年生が32件中26件の合計77件、中学校1年生が4件中4件、2年生が1件中1件、3年生が1件中ゼロ件の合計5件となっています。

3点目のご質問にお答えします。

いじめ問題対策委員会での調査については、三春中学校において行った関係生徒への聴き取り等の調査報告、被害を訴えた生徒・保護者から提出された意見書、被害を訴えた生徒・保護者への聞き取り調査に基づき行われており、三春中学校から提出された調査報告のみをもって行われたものではありません。

なお、対策委員会の審議内容・方法につきましては、非公表ではありますが、学校からの調査報告、被害を訴えた生徒・保護者から提出された意見書及び面談の結果に基づいて調査が行われたという報告を受けております。

次に、スクールソーシャルワーカーの活用についてのご質問ですが、町が設置したいじめ問題調査委員会の再調査報告書において、このような制度が存在することを最大限活用し、スクールカウンセラーともども、早期に相談することが望ましいとされ、教育現場に

においては、こうした関係機関や専門職の活用の在り方についてさらに理解を進めるべきとの提言がなされています。

今回のご質問の事案において、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用が十分でなかったというご指摘については、調査委員会の提言ともども真摯に受け止め、これら専門職のさらなる活用を図り、いじめ問題に限らず、児童生徒の様々な問題解決に努めていきたいと考えております。

3点目までの答弁は、以上であります。

○町長 4点目の質問にお答えいたします。

いじめ問題調査委員会は、教育委員会が三春町いじめ防止等に関する条例の規定に基づき行った、重大事案に係る調査の結果について、必要があると認めるときに町長の附属機関として設置し、町長の諮問に応じ調査を行うものであります。

本事案については、教育委員会から町長に、「いじめ重大事態調査報告書」に併せて、いじめを受けたと申出をされた生徒・保護者から当該調査結果に対し、意見をまとめられた所見を添えて報告を受けました。

それらの内容を確認したところ、さらなる調査が必要であると判断し、再調査を行うこととしたものであります。

再調査の項目につきましては、①いじめを受けたと申出された生徒・保護者から提出された所見に記載されている項目について再調査し、いじめの認定について再検討を行うこと。②本事案に対する学校の対応について問題がなかったかどうかについて再調査をするものであることから、同じメンバーを基本といたしましたが、いじめを受けたと申出された生徒・保護者の所見の中で指摘があったことから、一部委員を変更して、弁護士、医師、公認心理士、社会福祉士の専門家の方々による、「いじめ問題調査委員会」を設置したものであります。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番（佐藤弘議員） かなりの件数がありますが、暴力的ないじめはどれくらいありますか。

また、いじめの件数、教育委員会として、学校で起きたその都度、知らせがあつて把握するということなんですか。教えてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

暴力的な行為そのものに関する件数については、現状、実態をデータとして持っておりません。

それから、各小中学校から、全ての案件について事細かに報告が上がってくるということではありません。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番（佐藤弘議員） 要するに暴力的ないじめが何件あったのか分からないということなんですか。

また、この件数の把握なんですけれども、学校でいじめがあったとこのように認めた場

合、教育委員会に即報告はないとこういうことなんでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えします。

暴力的な行為そのものについて、非常に深刻な問題以外の場合については、報告はありません。したがって、全ての案件について、年度内の数字は把握しておりますが、その都度問題があったことについて、深刻な場合以外の報告は受けていないというのが現状であります。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番（佐藤弘議員） 暴力的ないじめについては1件、私が把握していることが、警察が出動してきたというのが1件、3年度でしたかね、私の記憶にあるんですけども、そういうことはなかったのか。

それから、いじめの件数の把握、年度ごとに把握ということは、1年まとめて学校から報告があるということなんでしょうか。「深刻な問題以外」とこう言いましたけれども、教育委員会として、やはりその都度学校にいじめがあったと、認知をしたときはすぐ知らせろということくらい当然指導しているんだろうと思ったんですけども、今の話だと全く無関心そのものようで、深刻でないやつは知らせなくてもいいと。年度末に何件あったと言ってもらえば良いくらいの話で答弁されているんですけども、ちょっとおかしいんじゃないかと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

令和2年度に子どもの問題行動があり、学校で教員がそれを全て子どもと対応できずに警察に通報した案件があったということ把握しております。

それから2点目の質問であります。先ほどお話ししたいじめの行為というのは、例えば口げんか、小競り合い、悪口、仲間外れ、無視、こういった学校内の様々なトラブルが年度ごとに報告されてきております。もちろん、この重要な問題につきましては、学校から常に教育委員会に報告、そして指導を得るための報告がなされておりますが、その件につきましては、先ほどお話しした案件の中で何件というふうな形は申し上げておりませんでした。様々な子どもに関するトラブルがあり、それを学校では把握をし、そして緊急性が高いものについては報告を頂いているという現状であります。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番（佐藤弘議員） 今答弁あった、2年度にあったということですけども、その暴力的なことも含めたいじめの解決については、どのようになったのか教えてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまの件につきまして、いじめとそして教師に対する暴力という問題ということで把握しております。この件に関しましては、児童相談所に通告をし、対応しております。

詳細については、個人情報ですので、コメントは差し控えさせていただきます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 詳細については個人情報だからって言いましたけれども、私は別に詳細について聞いているわけではないです。解決したのかどうなのかを聞いているだけなんです。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 この案件につきましては、児童相談所と学校、教育委員会と様々な情報交換をし、解決したというふうに認識しております。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 解決したという答弁でした。解決しなかったんではないかと私は思う。解決したというのは、被害者が、保護者も含めて了解をしたと、分かりましたということが解決だと思うんです。そういうことがあったんでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 関係機関との協議により解決したという報告を受けております。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 私は解決しないと言いましたので、実際は転校して終わっているとこのように聞いておりますけれども、そうではないんですか。転校して、したがって解決しないまま、被害者が学校を離れて転校した、こういうことですので解決ではないと思うんですけれども、これも解決なんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学校、そして教育委員会との判断では、解決をしたというふうに認識しております。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 解決したかしないか、要するに転校して解決しなかったのも解決したとこういう判断を教育委員会としてすると、こういうことなんですか。

聞いていることは、単に解決したかしないか中身じゃなくて、転校しているんですよ。了解をして、分かりましたと保護者も了解なんかしていないで、もうどうしようもないから転校せざるを得なくて転校したんですよ。違うんですか。転校しなかったんですか。本当に解決したんですか。もう一度聞きます。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 解決をしたということで把握はしてはしておりますが、詳細な記録が手元にございませので、現状はそのようなお話をさせていただきました。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番（佐藤弘議員） 詳細について手元にないから適当な答弁をしたとこういうふうに言われているような気がしてならないです。実際、警察まで出動した中身でありますから、知らないなんていうことは教育長として私は恥ずかしい話だと。実際、それだけの問題で転校してそのまま、「そのとおりであります」。なぜ言えないのか不思議でなりません。

次に、お尋ねをします。

令和2年度の5年生、9件あって6件解決。したがって、未解決3件。同じく6年生、11件あって9件解決。未解決2件。未解決はどうになりましたか、お尋ねをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまご質問の点について、お答えいたします。

先ほどご説明申し上げたとおり、様々な子どもたちに関するトラブルにつきましても、それが一過性のものでなければ継続して観察し、子どもたちの関係のもつれがその後どうなっていたのか詳細に把握するように考えており、継続観察の案件として、子どもを見守るように指示しております。したがって、それぞれの年度で起こった未解決というふうな報告の案件につきましても、年度を越えて学校側で観察をし、その子に対する個別の指導支援を進めておりますので、現状はそのようなお話とさせていただきます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番（佐藤弘議員） 今、教育長は、未解決については継続してと言いました。今、私が質問したのは、令和2年度、5年生、9件あって6件解決、したがって3件が未解決。継続してということは、令和3年度になれば、5年生は6年生になるんです。ところが、令和3年度の6年生の件数はゼロ。これは継続も何もしてないじゃないですか。抹消しているんじゃないですか。数字的にもおかしいんじゃないですか。おかしいと気づかない教育委員会がおかしいですよ。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 令和2年度に未解決であった3件につき、その対象の児童が6年生になってゼロ件だったということは、令和2年度について未解決だったということになりますので、結果的には、令和2年度の未解決3件については、令和3年度には子どもたちの問題行動としては起こらなかったという解釈かと思えます。したがって、特に大きな問題にはつながっていなかったというふうに申し上げます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番（佐藤弘議員） 言っていること、矛盾していると思いませんか。3件未解決だと言っているんですよ。それを継続してさっきは取り組みますと言っていて、何で6年にならなくなるんですか。

それから、令和2年度、先ほど言いました6年生、11件、9件、未解決2件あります。6年生です。したがって中学校に行くんですよ。中学校に行ったときにこの2件が引き継がれていないんですね。これもおかしいんじゃないですか。したがって引き継いでいてそこで解決したと言うならいいですけど、数字的にゼロになり、件数が合わないという

のはどういうことなんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 それぞれの年度で未解決だった案件は、教職員、そして保護者の皆さんの見守りにより、新たな学年になったときに新たな問題行動として表出しなければ、それは問題件数として上がってまいりませんので、これについては、年度内の解決は判断はしませんでした。年度を越して新たな問題につながったということではないというふうにご解釈いただきたいと思えます。

小学校6年生の案件につきましても、小学校から中学校に申し送りがあり、様々な子どもの特性について引継ぎをなされておりますので、その小学校のときに起こったトラブルが、中学校においてはトラブルとして発生しなかったという認識でおりますので、ご理解を頂ければと思えます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 毎回、教育委員会との一般質問になると、同じことを何回も繰り返すようになるんです。

先ほど言った5年生、未解決3件、年度替わると知らない間に解決しちゃうとこういうことを言われておりますけれども、5年生、6年生はクラス替えは多分ないと思うんですよ。同じのがずっと上がる、6年生になるだけです。したがって、年度替わったときにもういじめはないよと。何でなくなるの。その明快な答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

先ほどいじめの具体的な行動として申し上げました、口げんかがあり、小競り合いがあり、悪口があり、仲間外れがあり、無視があり、そういった案件が報告されておりますが、年度内でとりあえず子どもたちを見た教員たちはその都度指導しておりますので、全てが解決したというふうには思いたいところなんです。一人ひとりの子どもたちを見ると、それがそうとは思えないということが年度内に起こったことというふうと考えております。

したがって、そういった子どもたちの様々な、いわゆるいじめと言われるトラブルが、その年度内でまだ解決はしていないという状況で新たな年度に越した場合に、それがまた同じような案件が出てくれば件数として上がってくるんですが、子どもたちがそれぞれ成長しながら自分がなすべき行動を、正しい行動について認識ができるようになって、その行動が落ち着いたとなれば、当然それは件数として上がってまいりませんので、そこは表出していない部分については、件数としてはカウントしないということになっております。したがって、年度末に3件、気になる子どもの事案があったとして、それが次年度に持ち越されたとしても、次年度新たな問題がなければそれは件数としてはカウントしないということになっているので、今お答えしたような数ということになっております。ご理解いただければと思えます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 答弁おかしいんじゃないですか。5年から6年になっただけです

よ。上がってきたとかどうかの問題じゃないでしょう。5年生のときにいじめだって上がっているんですよ。上がっているのはそのままでしょう。6年になったら改めていじめがあったって誰が上げるんですか。大体、担任だって替わっていないでしょう。基本的には5年、6年と。いじめがあっついじめだよという件数に上がっているんですから、5年で6年になろうが何しようが、それがなくなるなんてことはあり得ないでしょう。新たに上げてくださって誰が言っているんですか。

今の教育長の答弁は、上がってこないからもうそれは良いんだ、問題があれば上がってくるだろうみたいな話ですが、上げるも何も5年のときに上げているんですよ。したがって数的に未解決3件って出るんです。解決したならば年度最終日にゼロになるはずなんです。

おかしいと思いませんか。もう一度きちんと答弁してください。知らない間になくすなんていうことは、数的にはおかしいんですよ。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 私の説明の仕方がきちとなされていないので、すみません、ご報告の具体的なことをお伝えできていないように思うんですが、5年生のときに起こったいじめの案件があり、5年生のときに、例えば口げんかをした、仲間外れをしたという子どもがいたとすると、その子どもが仲間といろいろ話をしながら解決をしたということであれば解決案件になりますが、その子どもが小さなトラブルが続いていたとすれば、口げんかをした子どもがさらに年度内に口げんかを続けていたとすると、それはいじめが解決したという案件にはなりません。当然、その子どもについては、担任・校長含め、学校全体でその子どもを見て、6年生になったときの姿を見るんですが、5年生のときにいわゆるいじめの案件が1件あったからといって、6年生になってその子どもが具体的な問題行動がなければ、それは件数はゼロとなるわけで、5年生のときに起こったいじめがずっと引き継がれていくわけではありません。6年生のときのその子どもの様子を見て、問題行動がなしとなればそれはゼロとなるわけで、5年生の年度内では解決は確かに見られなかったんですが、6年生になってその子が落ち着いたということであれば、それは件数としては上がってまいりませんので、結果的にゼロという形になる。そういうものが今お話をした内容でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 今回の答弁からすればね、6年生に未解決の数字は引き継ぐんですよ。引き継いだ上、6年生で解決をしたとこういうことなんですよ。引き継がない数字なんていうのはあり得ないですよ。もう年度内に解決したということだからです。年度内に解決しないという数字が3件出ているんですから。これは6年に行くんですよ。6年で解決したらゼロなんですよ、そのときに。その数字がどこにも行っていないで今の答弁というのは、6年になってそういう問題がなかったって、なかったも何も最初から上げていないでしょう。上げた上で、6年で解決したということと。数的には上げていってゼロにするんですよ。数的にはおかしいんじゃないですか。聞いている皆さんはおかしいと、教育長の発言はおかしいと思ったんで、時間がないので、次の質問に移ります。

教育委員会議案第44号いじめ問題対策委員会規則、議案第46号委員委嘱の2案件について、いじめ防止等に関する条例制定以前に可決したことは、議会軽視に当たり、間違

った行為であったことを認めて、確認しますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 改めてお話申し上げます。令和4年10月21日、条例第16号として制定された三春町いじめ防止等に関する条例制定以前に、令和4年10月19日、教育委員会において、いじめに関する対策委員会の議題を持ったことは、議会軽視でありました。改めて、お詫びを申し上げます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) ということは、条例制定前に議案第44号、それから議案第46号について可決をしておりますけれども、これについては無効だということになりますが、そういうことですね。確認します。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ただいまのご質問にお答えします。

議会で条例が可決になる前に教育委員会におきまして審議をしたという点について、議会軽視ということで大変申し訳なかったというふうには考えております。

ただし、議決を頂きまして、制定に伴いまして委員会に関わる規則、それから委員の委嘱につきましては、施行できるというふうな形になっておりますので、手続上は有効というふうには考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 条例制定、条例が決まる前に細則について決めた、その行為そのものが問題ではないのですか。法的におかしいんじゃないですか。無効なんじゃないですか、それは。条例制定以降に決めるべき案件ですよ。話をしたという中身じゃなくて、議案として提出をして決定をしてるわけですから、その前に。そんなのはあり得ないことであって、したがって謝罪をしているわけでしょう。それが妥当だという答弁しましたけれど、もう一度お聞きします。おかしいんじゃないですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会が議会の議決を頂く前に審議をしたという点におきまして、議会軽視というご批判を頂き、その点につきましては真摯に受け止め、謝罪を申し上げたところでございます。

ただし、教育委員会の10月19日の定例会におきまして、この三春町いじめ問題対策委員会規則の制定並びに三春町いじめ問題対策委員会委員の委嘱につきましては、根拠になる条例が10月21日の議会において可決されれば規則が施行され、その規則に基づいて委員の委嘱を行うことを明記しておりまして、承知を頂いた上で可決を頂いております。当然、法的には条例が万が一否決になりましたら、この規則並びに委員委嘱につきましても否決ということになりますので、法的には問題がないというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 大体、法的には問題がないなどというのが、課長が答弁しているのが私はそのものが解せない。なぜ教育長が答弁しないのか。

もう一つは、これは条例等の問題でありますので、町としてもきちんと答弁を、条例に精励している方、課長がおればお願いしたい。あくまでも規則を定めることができるという条例ですから、その前に規則を決めるなどというのは条例違反ですよ。条例違反でない根拠はどこにあるんですか。もう一度。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

手続的に問題があったではないかというお質しですが、結果として可決されて条例は成立しているわけですから、法律的には成立したものと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 今の町長の答弁はちょっと理解できないんですけど。条例が可決されているからってというのは、条例が可決されているから可決された後の話なんですよ。話合いをすることそのものを私は問題だなんていうことは言っていません。条例が決まったときにこうしますよという話合いを事前にするのはいいです。

したがって、条例が決まったらそのときに教育委員会の議案として提出をして決めると、こういうことだと思うんです。議案そのものが条例が決まる前に出して決めたと、そのことが正しいなどという何で言えるんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 多少こんがらがっておりますけれども、条例が2日前に審議した、それはおかしいではないかということについては、お質しのとおり、それについては軽視でありましたという謝罪をしたわけです。その2日後に条例として施行されたということになりますので、条例としては当然成立しているわけですから、手続的には有効なものというふうに考えておりますが。何かちょっとおただしの理由がなかなか読み取れないので困っておりますけれども、以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 笑いが止まらないです。

条例として制定されているから良いつて。条例として制定されているのはその後なんですよ。条例で細則、規則について定めることができますよという条例があつて、その後に決めるわけなんです。その前に決めたのが良いんだなどという話は、幾ら何でも法律的にも私は理解できないです。なぜ後で決めたのが、後で決まったんだからいいんだって何で言えるのか分からない。明快な答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

一般論で少しお話をさせていただきますが、条例施行の際にいわゆる条例の準備行為で

あったり、経過措置というものを設けることがございます。すみません、私のほうで今回の教育委員会のほうで制定した条例の中に、いわゆる準備行為であったり経過措置、項目として設けてあるのかの確認は、ちょっと私の方でできておりませんが、一般論で申し上げれば、条例の施行日があって、その前段のいわゆる準備行為であったりというものを認めるような内容の法的な手続というか、条例の中で明記する手続がございますので、法的に今回間違いではないかというご指摘については、間違いではないという認識でおります。あくまで条例の施行日があって、それ以降に教育委員会の規則なりの制定がなされているという認識でございますので、法的には問題ないという認識でおります。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) ここに教育委員会の9月定例会の議事録、今年の9月12日に行われた議事録の内容なんですけれども、10月21日にいじめに係る条例を制定したが、直前の10月19日に教育委員会の臨時会を開催し、いじめ問題対策委員会規則の制定及び委員委嘱の議案を提出し、可決された。しかし議員より、議会で可決される前に教育委員会で議案として審議することは議会軽視ではないかとの指摘があった。このことを真摯に受け止め、議会最終日に教育長が謝罪している。これは事務局の不手際であったため、今後はこのようなことのないよう注意して教育委員会の議案を審議していきたい、このように述べています。

「今後は」って、今回良いなら今後だって良いということなんです。今後はこういうことはあってはならないということ述べていながら、今回は良いということであれば今後だって良いということでしょう。言っていることも矛盾していますよね。

大体、条例が通ったらこのようにしたいという話合いとして私はすることは可能だと思うんですけど、議案と題して可決することが良いということはどうしても納得がいかない。議案として提出、条例が決まる前に規則を定める、そのことがおかしいと思うんですよ。条例がまだ決まっていない、制定されていない中で規則を決める。大体、条例が通るか通らないか分からないのに規則を決めているなんていうのはとんでもないです。規則を決めるときに議案として出して決定なんですから、議案として決定ですよ。ということは、通った場合にこうしますよなんていう話ではないんですよ。そういう話合いなら何も私は問題だなどということをしている。議案として決定しているんですよ。そのことはやっぱり幾ら何でもおかしいと思うんですが、再度答弁を求めます。

また、教育委員会の今の議事録も、今後はそういうことはないようにと言っているんですからやっぱり謝ったとこういうことを言っていることだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 議会軽視という大きな誤りを犯し、そして改めてお詫びを申し上げながらお話を申し上げますが、先ほど教育課長がお話を申し上げたとおり、条例制定前ではありましたが、いじめ問題対策委員会の設置に関しまして、スムーズに事を運ぶために事前に話合いを持たせていただきました。

先ほどお話したとおり、条例が通らない場合は当然、この教育委員会の議題についても無効になるということ承知でお話をさせていただきました。おかげさまで令和4年1

0月21日に条例を制定いただきましたので、同日をもって委員の委嘱を諮り、そして問題対策委員会が立ち上がったということでございます。

条例が定まってからすべきだということは重々おわびを申し上げたいというふうに思いますが、おかげさまでこのような形で委員の委嘱がかなったということを改めてご報告申し上げます、お詫び方々ご報告申し上げます、私のお話といたします。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 今、教育長の答弁もおかしいんですけども、「話を持たせてもらいました」とこういう言い方をした。私は、話をするのは何も問題ではないと言っています。議案として決定をしているところに問題があると。このことについて、教育長、答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 令和4年10月21日、条例を制定いただく前に、令和4年10月19日に教育委員会を開かせていただいて、議案の審議を行いました。このことについては、まさに勇み足であり、議会軽視であったということをお詫び申し上げますが、議案の内容につきましては、条例制定後に具体的な動きを取らせていただきましたので、そのことについてご理解を頂きたいと思えます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 言っていること矛盾してませんか。条例制定後に具体的に行動を取らせてもらいました、そうじゃないでしょう。条例制定前にもう決めたんでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

条例制定前に具体的な話合いを持たせていただきました。ただ、その施行については、当然、条例制定いただいた後に進めております。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 言っていることがよく分かって答弁しているんですか。条例後に云々と言いますが、条例前に決めているんでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 条例以前に議題として話合いを持たせていただき、条例施行後に委嘱すべく委員を話し合わせていただいたということでございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) いや、条例制定後に決めるのは何も問題じゃないですよ。条例制定前に決めているからおかしいんじゃないかと言っているんですよ。そのことについての答弁がないんです。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 繰り返しの答弁で申し訳ありません。

10月19日の教育委員会の議題におきましては、条例制定を前提に話合いが持たれたということですので、先ほど教育課長が答弁申し上げたとおり、条例が制定なければこの話合い自体は無効になるということを前提で決めさせていただきました。おかげさまで条例として制定いただきましたので、この制定に基づき、教育委員会で話し合った内容を具体化させていただいたということでございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 教育委員会との話合いは、毎回こういうふうな話合いで、全然質問に対しての答えにはなっていない。今も「話合いをした」というのが、話合いじゃなくて議案として決定をしているんでしょうと私は言っているんです。決定をするのであれば、条例で決まった。その上で議案として提出をして決定をすべきで、それが当たり前じゃないんですか。違うんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

条例の制定は、最大の町の決め事でございます。したがって、条例が成立、制定がなければ当然、教育委員会での議案についても無効となるということを前提の下での話合いでございました。問題がないと言われると、これは条例制定後にすべきものであります。それは改めてお詫び申し上げます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 「条例制定後にすべきものであった」と、こういう発言がありました。したがって、条例制定後に改めて決めてください。今のところ全然決めていませんので。

次に、時間がないので、3点目の答弁なんですけれども、この3点目の答弁で、「保護者への聞き取り調査に基づき行われており、三春中学校から提出された調査報告のみをもって行われたものではありません」とこういうふうに言い切っているながら、次に、「意見書及び面談の結果に基づいて調査が行われた」という報告を受けています。これ矛盾しているんじゃないですか、言ってること。「行われており」とはっきり言っていて、その次には、「調査が行われるという報告を受けております」と。これはどういうことなんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 先ほど答弁いたしましたとおり、三春中学校から提出された調査報告のみをもって行われたものではないということでもあります。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 私、質問したの、そういう質問ではないですよ。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 私の言葉の使い方が非常に不適切でございました。

繰り返しますが、調査報告は学校から提出されたもののみで行われたものではなく、学校からの調査報告、被害を訴えた生徒・保護者から提出された意見書及び面談の結果に基づいて調査がされました。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) やっぱりね、ちゃんと質問を捉えていない。

要するに私が言っているのは、「聞き取り調査に基づき行われており、三春中学校から提出された調査報告のみをもって行われたものではありません」とはっきり言うておいて、次には、「面談の結果に基づいて調査が行われた」という報告を受けております。この「報告を受けております」と言っていて、片方では断定をしている。おかしいんじゃないですか、教育委員会として。どっちが本当なんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 大変申し訳ありません。「報告を受けました」という表現は不適切でございます。訂正させていただきます。

対策委員会の審議内容・方法につきましては非公表であります。学校からの調査報告、被害を訴えた生徒・保護者から提出された意見書・面談に基づき調査が行われました。

以上であります。大変申し訳ありませんでした。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 今の答弁でありましたけれども、学校からの書類、それから保護者とありますけれども、いじめ重大事態報告書そのものありますけれども、この報告書の中身については、学校から提出した書類のみをもって結論を出している。このような報告書になっている。保護者からの意見書または事情聴取した中身については、どこにも掲載をされていない。これはおかしいんじゃないですか。保護者から事情聴取までして、学校から上がった書類のみだけ調査をしたという報告書の中身なんですね。ここに載っているのは学校からの報告の文書だけしか載っていません。おかしいんじゃないですか。まして学校から上がったものについて、校長、それから教頭、担任呼んで、「これは間違いないのか」と一言も聞いていない。書面だけで調査結果を出している。これ、おかしいんじゃないですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

いじめ問題対策委員会の審議につきましては、先ほど申し上げたとおり、学校からの調査報告、被害を受けた生徒・保護者から提出された意見書・面談の結果に基づいて審議がなされました。そのことについては、報告書の中で何方所かのところで表現がなされているので、間違いなくそのような審議がなされたというふうに考えております。お質しの「校長・教頭・担任等呼んで確認をしない」ということではあります。それは問題対策委員会の中で必要とされなかったということかと認識しております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) また答弁になっていないでしょう。書類だけで調査というのはおかしいんじゃないですか。この報告書の事実経過については、学校から上がった文書だけしか載っていないんですよ。これについて、該当生徒・保護者から、「違う」「ここが違う」、意見もいっぱい出されているのにどこも訂正も何もないまま、学校から上がった調書そのものを報告書に全て事実関係というのはおかしいんじゃないですか。何でこれが間違いないという、机上だけでしょう。呼んでやったわけじゃないんでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまご指摘いただきました、いじめ問題対策委員会の審議内容につきましては、教育委員会としては、対策委員会に一任しておりますので、その内容につきましては、具体的なお話を私から申し上げることはできません。様々なご批判はあろうかというふうに思いますが、ご意見として伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 対策委員会の調査があるんだから、書類だけで調査をしていること自体、問題だと思わないんですか。学校から上がってきた調書も間違いが結構あるんですよ。そのことについて全然訂正も何もしない。そのまま。それで結論を出しているというのはどういうことなんですか。まして、被害を受けた生徒・親を呼んで、なおかつ聞いて、そのことについてどこにも反映をさせていない。おかしいんじゃないですか。なぜ書類だけで決定をされているんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 いじめ問題対策委員会の調査につきましては、学校から提出された調査報告、被害を訴えた児童・保護者からの意見書及び面談の結果について調査が行われたということであると考えております。

○議長 4番議員、質問があれば、時間ありませんので簡潔にお願いします。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 簡潔に質問しているんですけども、答弁がおかしいんですよ。何度聞いても、そうでしょう。机上だけで何で間違った書類でもって結論を出したんですか。おかしいと思いませんか。

○議長 当局の答弁をお願いします。

添田教育長。

○教育長 対策委員会の中での審議につきましては、先ほどお話し申し上げたとおりの内容で審議がされたということでございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 学校から上がってきた中で校長が話をしたと。被害者の親と。こんなことはない。それから、家庭訪問した。家庭訪問なんかしてこなかった、訪問なんかしない。そういう嘘を報告書として上がっている。

また、欠席日数についても数字が違う。通知書に本人に通知したのと、学校から上がっ

てきた書類の数字が違ふと。こういう違ふ中でやらせたんでしょ。おかしいんじゃないですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学校から提出した書類の中で間違いがあった部分については、訂正をさせていただいております。それを踏まえて、対策委員会での審議が行われたものと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 間違いについては、いつ訂正しましたか。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめ問題対策委員会の調査報告書の提出を頂いた後に1件訂正をいたしまして、それにつきましては、町が設置したいじめ問題調査委員会の報告書のほうでは反映されていると。それ以外の欠席日数の誤りにつきましては、報告書内での訂正は行っておりません。

以上です。

○議長 残り時間49秒であります。もし質問があれば、簡潔にお願いします。

4番。

○4番(佐藤弘議員) いつ訂正したのか聞いているんです。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 先ほど申し上げました、いじめ問題対策委員会の報告書の内容について、後に被害を訴えられている生徒の保護者の方から訂正請求が提出され、それに基づいて内容の訂正を行いましたのは、令和5年2月21日ということになっております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

4番。

○4番(佐藤弘議員) 調査委員会が終わってからの訂正ですよ。訂正されないままのやつで調査をしたということですね。

時間がないので、この次また一般質問させていただきます。

○議長 以上で、4番、佐藤弘議員の質問を…、答弁ありますか。

○4番(佐藤弘議員) 最後の質問の答弁を。

○議長 申し訳ございませんでした。当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 対策委員会の中での訂正ではなく、対策委員会の報告書が提出された後、つまり対策委員会の解散後に訂正をしております。

以上です。

○議長 一般質問が始まってから1時間半過ぎておりますので、5分休憩をします。40分から再開します。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・ ……………

(休憩 午前11時35分)

<休憩>

(再開 午前11時40分)

..... 再開

○議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番(遠藤亮子議員) 議長によりお許しをいただきましたので、さきの通告書に基づき、質問をさせていただきます。

町内在住、子育て世代の方に、まず、人口減少における若い世代の定住化ということで質問をさせていただきました。

休日はお子さんを連れてどこに遊びに行くかお聞きしましたところ、郡山の大安場公園、カルチャーパーク、八山田こども公園、こどものもり、ペップキッズなど、合わせて46件、本宮のプリンス・ウィリアムズ・パーク、みずいろ公園を含め32件、福島の十六沼公園を含め17件、船引の児童公園、片曾根山森林公園、おひさまドームを含め17件、須賀川の翠ヶ丘公園、テッテを含め11件、二本松の安達ヶ原ふるさと村、げんきキッズパークを含め5件、そして、三春町の三春の里農業公園は10件という回答をいただきました。

その中でも、今、人気のスポットが船引の「おひさまドーム」です。この数字から見ても、いかに若い方々が町外に出かけていくのかが分かります。

何度も町民の方々から声が上がっているかと思いますが、今後、屋内遊び場を作るご予定はあるのかお聞きしたいです。

次に、住宅事情も理由に挙げられます。アパート暮らしをしていますが、子どもの成長とともに戸建ての家が欲しい。でも、近くに宅地がなく家を建てられないのが現状です。特に学校周辺に土地があったら、郡山へ、そして、町外へ移住しなくても済みますとお答えがありました。今後、宅地の増設のお考えはありますか。

3点目、遊ぶところが少ない、宅地が少ないとの問題点を改善していけば、必ずしも若い世代の定住化につながるのではないのでしょうか。そして、人口減少に歯止めをかけられるかと思えます。これらを踏まえて、若い世代の定住化に関して、町は具体的な対策はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

1点目の屋内あそび場の整備につきましては、令和2年3月に策定した「三春町子ども・子育て支援事業計画」におきまして、既存施設を活用した整備を検討していくとの方針が示されております。

現在、設置場所の選定や課題等の整理など、設置に向けた検討を行っており、具体的な町の整備方針につきましては、年度内の早い時期に議会へ内容などの説明をいたしたいというふうに考えております。

2点目の町が行う住宅団地の整備についてですが、町では、現在、住宅研究会と連携し、小規模にはなりますが、旧中妻中学校跡地を活用した住宅団地の整備に取り組んでいると

ころであります。

この取組みは、議会からの提案を受け、平沢四合田住宅団地の分譲の成功要因を「立地場所と購入しやすい価格の設定」であったものと捉え、こうした条件や町財政負担などを踏まえた中で、住宅研究会と連携する形で実現したものになります。

お質しの新たな住宅団地の整備についてですが、年間の新築住宅件数の動向や民間事業者による分譲の状況、また、法的な規制や財政負担を考慮した上での場所や価格設定の想定、さらには、生活環境の提供という観点からは、増加する空き家の利活用が図れないかといった幅広い観点からの検討が必要であると考えております。

現在進めている農業振興地域整備計画の見直しや、今後予定している住環境の充実に向けた方向性を示す住宅マスタープランの策定などと併せ、先ほど申し上げた、幅広い観点から、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

3点目の若い世代の定住化に係る施策についてですが、遊ぶ場所や住宅団地以外の生活環境に係る施策として、新築住宅取得に係る奨励金の交付、空き家改修等に係る補助、定住促進住宅などの提供を行っております。

また、生活環境に係る施策以外にも、若い世代の方々の経済的な支援などを目的として、奨学金の返還を支援する事業や低所得者の結婚生活を支援する事業、紙おむつやミルク製品など育児用品の購入を支援する事業など、子育て支援に係る事業など、様々な事業を展開しているところでございます。

若い世代という区分ではありませんが、転出者数・転入者数の近年の社会増減について確認すると、転出者数が転入者数を上回る転出超過が続いている状況ではありますが、平成27年度には134人の転出超過であった人数が、平成30年度には78人、令和3年度には35人、令和4年度には28人と改善傾向が続いております。

様々な要因により改善傾向が続いているものと考えておりますが、町の取組みも改善傾向の一因になっているものと捉えており、今後も若い世代の定住化、転出者の抑制に向け、生活環境の充実や経済的な支援など、様々な取組みを進めていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 経済的支援などの様々な取組みを進めていただけるのは分かりました。

ただ、もし、私が30歳若かったら、町にこのようなことを要望いたします。共働きが多い中、一人で家事・子育てをしている、いわばワンオペレーションの母親が、保育士を従事している屋内遊技場で安心して子どもを遊ばせながら、母親の日頃の疲れを癒すために、コーヒーなどを飲みながら本を読んだり、隣接しているコインランドリーでお洗濯をしたりと、時間を有効活用できる施設を作ってほしいと願うところです。その中にも、子どもを安心させて遊ばせるという意味には、床の素材をゴムのような柔らかい素材にするとか、そして、何よりも母親が求めるのは清潔感です。

そのようなものを既存の施設の中で取り組みながら、新しいものを作っていくというお考えはいかがなものでしょうか。お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたしたいと思っております。

今ほど14番議員さんから質問いただいた内容ですけれども、そういったことも含めて、

以前より屋内での遊び場が必要だということで、現在は、やっぱり、少子化というふうなことで、昔ですと、隣近所にお子さんがいて、地区の公園で共に遊んでというふうな形態だったんですけども、最近は、隣近所に遊ぶお子さんがいらっしゃらないという形の中で、休みの日に親子で公園、遊び場に出かけて行って親子で楽しむというふうな形態、こういったものが求められているんだろうというふうに考えております。

そういったことも含めまして、このあと、先ほどの町長の答弁にもありましたけども、町としての基本的な考え方というものについて、年度内の早い時期に議会の方にも、内容について、ご説明を申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○14番(遠藤亮子議員) 2番目の質問ですが、町の代表者における支援・助成金についてです。

町を代表して大会などに出場される方々への支援・助成金はどのようにお考えでしょうか。

先だって、市町村野球・ソフトボールの応援に行って参りましたが、応援の少なさに悲しくなりました。選手の皆さんに大変申し訳ない気持ちになりました。行きたくても行けない町民の皆さんもいらっしゃるかと思います。町バスなどを利用して、応援ツアーの取組みはお考えでしょうか。

2番目ですが、大会出場者への助成金、先日、三春中学校吹奏楽部の東京での全国大会において、保護者にお聞きしましたところ、町からの奨励金はあったものの、生徒1人の個人負担は1万3,200円でした。応援に行く保護者の交通費なども考えると、家庭の負担はかなり大きいと思います。頑張っている子どもたちの負担だけでも、町で助成金を出していただけるのは難しいことでしょうか。

3番目に、三春町の名前を背負って大会に出場された方々へのねぎらいの気持ちを込めた場を設けることはお考えでしょうか。次につなげるためには、終わってからの労をねぎらうことが大切かと思います。

町民の皆さんの応援があるからこそ、来年も三春町のために頑張りたい、選手に選ばれたと思う方々のモチベーションアップにもつながるかと思います。

いかがお考えでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

1点目の「町を代表して出場する方々への支援・助成金」についてであります。

現在、市町村対抗の競技として、軟式野球大会、ソフトボール大会とふくしま駅伝大会に、町代表の選手団を編成して出場しています。町といたしましては、各競技の選手団に対する報償金または交付金を交付して、選手が競技に専念できるよう、体制を整えているところであります。

助成金につきましては、今年度、軟式野球大会15万円、ソフトボール大会15万円の報償金、ふくしま駅伝実行委員会への交付金135万1,000円を交付しております。

なお、軟式野球とソフトボールにつきましては、必要な用具などは、別途、町で購入し

て選手団に配布して、支援を行っております。

ご質問の町民の皆さんが応援に行くためのバスについては、天候による日程や開催場所の変更、沿道応援の場所や駐車場などの対応が困難であることが理由で、現在は運行しておりません。今後、要望などが多数ある場合には、実施の可否や手法について検討して参りたいと考えております。

2点目の大会出場者への支援・助成金についてですが、文化・スポーツ大会において、東北大会や全国大会の出場者に対して、三春町文化・スポーツ活動激励金交付基準に基づいて、町から出場激励金を交付しております。

激励金につきましては、全国大会出場の場合、個人に1万円、団体に5万円、東北大会出場の場合は、個人に5,000円、団体に3万円を交付しております。

ご質問の中学校部活動の全国大会出場助成金につきましては、中学校体育連盟や吹奏楽連盟など、一定の基準を設けた団体が主催する東北大会や全国大会に出場した場合、実情に応じて学校長からの助成申請に基づいて支出することとしております。

今回の三春中学校吹奏楽部の全国大会出場につきましても、その他の全国大会出場助成金と合わせ、今議会に補正予算を計上させていただいております。

3点目の「労をねぎらう」場についてであります。軟式野球大会とソフトボール大会は、大会終了後の選手の日程調整が難しく、激励会のみで開催といたしました。駅伝大会につきましては、大会日程が決まっていることから、大会当日に解団式を開催したところでもあります。

また、全国大会や東北大会出場者に激励金を交付する場合には、役場にお越しいたごましまして、日頃の練習や予選大会での活躍の労をねぎらいながら激励会を開催して、激励金を交付しております。なお、出場者のご功績は町広報でその都度、紹介させていただいております。

さらには、文化・スポーツ分野で活躍された功績が顕著と認められた方には、町から感謝状の贈呈や表彰も行っております。

今後も、三春町の名前を背負って活躍する町民の方を、町を挙げて応援していく体制を整備して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 三春町の名前を背負って活躍する町民の方を、町を挙げて応援していただくのは大変ありがたいです。

ただ、負けるのを想定するのではなく、決勝戦まで勝ち進むことを前提に予算を組んでいただければ、悪天候などで試合が順延になっても次に回せるのではないのでしょうか。せめて、1回戦だけでも応援バスを出してほしいと痛切に思いますが、いかがでしょうか。それと、刑事ドラマの1シーンに、事件に大きいも小さいものもないと、そういうセリフがありますが、大会においても同じことが言えるのではないのでしょうか。

三春町は他の町と違って、東北大会以上から助成金を出すとか、基準などを払しょくして、頑張っている子どもたちにもっと助成金を出していただくお考えはありませんでしょうか。

大会に出ることで自信につながり、発掘できなかった原石から小さな才能を見出すことで、子どもたちが未来に向かう第一歩となると私は思います。いかがお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

生涯福祉課長。

○生涯学習課長 質問にお答えいたします。決勝までの日程について、バスの運行を検討してみてもというご意見でございます。

こちらにつきましては、先ほど町長からの答弁もありましたように、日程変更ですとか、野球につきましては会場の変更等ございます。また、時間の変更もございますので、今のところ行っておりません。

ご指摘のように、町を代表するチームにつきましては、町を挙げて応援していただきたいという思いがありますので、現在、日程の変更も含めまして、応援の依頼につきましては、防災無線、また、LINEを活用いたしまして、町民の皆様に応援をお願いしているところでございます。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、バスの運行につきましては、要望等があれば、今後、運行や内容について検討して参りたいと考えております。

以上です。

失礼しました。激励金の内容、大小限らずというご質問につきましても、今後、内容につきまして検討して、できるだけ大会に出場する、町の名前を背負って出場する方々への支援については検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、14番遠藤亮子議員の質問を終結します。ご苦労さまでした。

ただいま、答弁、鳴原生涯学習課長の誤りでした。申し訳ございませんでした。

午前中の質問をこれで終わらせていただきます。

休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ……………

(休憩 午後12時00分)

<休 憩>

(再開 午後 1時00分)

…………… ・ ・ 再 開 ・ ……………

○議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) さきの通告書に基づきまして、2件の質問を行いたいと思えます。

まず、1点目。住み続けられる町とはということで1点目ですが、民間貸借会社の調査で、昨年の福島県内で住みよい町ランキングの調査をしているというのはご存じでしょうか。税金の安さ、子育ての充実、宅地の開発、郡山に近いという効果が表れて、県内の市町村で12位、町村の間では西郷村、大玉村に次いで3位ということです。近隣の町村では、大玉村がいつも上位に入ってきます。三春も町村では住みよい町だと思えますが、1位までには何か足りないということだと思えます。何が足りないと思えますか。

2点目、進学、転勤、婚姻などで町を転出される方以外に、短期で三春を離れる方につ

いて任意で調査し、その原因を人口流出の防止の参考にしようという気はありますか。
以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 ご質問にお答えいたします。民間賃貸住宅会社によるランキングについては、2019年から実施され、「住み続けたい街」や「住みたい街」、「住みごち」といった内容について、特定の方々からのアンケート調査の結果をもとに順位づけを行っているものと認識しております。

この調査の「住みごち」ランキングにおいて、三春町は2020年に県内市町村の中で2位、その後、5位、8位、12位という結果となっております。

その内容、要因について、公表されている内容などを確認しますと、三春町は、静かさや治安、イメージ、自然観光といった分野では、県内市町村と比較して評価が高い傾向となっておりますが、生活の利便性や行政サービス、物価家賃の分野では、評価が低い傾向となっております。

そうしたアンケート調査の結果については、真摯に受け止めつつ、先ほどの14番議員の際にも答弁させていただきましたが、転出超過は改善傾向が続いており、若い世代の方々に対する支援策や、「交通安全や防犯対策の強化」や「デジタルを活用した町民サービスの向上」など、定住につながる様々な取組みを進めていきたいと考えております。

また、こうした取組みの内容について、より多くの方々に周知していただくことも、情報の発信を強化していくことも重要であるものと考えております。

2点目のご質問ですが、町では、住民課の窓口において、転出入の届出の際に、任意のアンケート調査を実施しております。

転出者においては、転出理由にいくつかの選択肢を設けて回答いただいておりますが、回答をいただいた方のうち、年度による多少のバラツキはありますが、就業関係での転出が約4割程度、婚姻での転出が約2割程度となっており、それ以外では、町外での住宅取得、生活が不便といったことを理由に転出される方が、それぞれ約1割程度という状況となっております。

短期間で転出される方を対象とした集計は行っておりませんが、今後も転出される方の理由については実態を把握し、施策の検討・改善などにつなげていければと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 生活の利便性や行政サービス、物価高とか、そういった若者ならずも住みづらい印象を与えるのかなというふうに思います。行政の利便性という点では、デジタルトランスフォーメーションの推進などをさらに加速していく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 DXにつきましては、DXの推進計画を策定いたしまして、現在進めているところでございます。書かない窓口やDXによるいろんな計画を策定しておりますので、それに基づいて今後も町としては進めていくということでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 住宅政策や生活が不便ということで転出される方が1割程度おられるということですが、10人いれば1人はそういった点で転出されるということですか。そういったことというのは多いと感じませんか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 住宅の取得の方が1割ということですので、町外に新居を求められるという方は1割ということが多いかと言われると、私としてはそんなに多いとは感じません。生活の利便性という点で言いますと、勤務されている方が三春から遠距離で勤務とか、そういうことを考えれば、近くに住んで仕事になるべく近いところで働きたいという考えもあると思いますので、これもやむを得ないというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） それでは、第2の質問に入らせていただきます。

避難所の運用ということで、大雨や大地震など大規模災害が発生したときに避難所というのがあります。防災センターを地区の避難所としている場合は、除外する必要があるのかと思います。例えば、他の自治体では救援物資のおにぎりが50個避難所に届いたということで、実際に避難者が100名いたということで配らずに駄目にしたとか、またサンドイッチが届いたが消費期限が切れそうだったので、子どもと老人だけに配ったなんていうことがあります。

大規模避難所は潤沢に救援物資が届いていて、大規模避難所の方では救援物資を断ってしまったということがありますが、地区の避難所や個人で避難している人には物資が届いていなかったなんてことがあります。

防災センターは避難所ではなく、物資の物流のハブにする等の様々な対策を考え、町職員や消防団、町内会の役員、ボランティアなどの休憩所として使用するのはいかがかと思いますが、町の考えはいかがですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 第2の質問にお答えいたします。

避難所につきましては、災害の危険性があり避難した町民などを災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった町民などを一時的に滞在させるための施設として、三春町地域防災計画に基づき、指定しております。

現在、自主的に避難する場合に、各地区が開設する地区避難所を51か所、被害が広範囲に及ぶことが想定される時などに町が開設する広域避難所を23か所、広域避難所で受入れが困難な高齢者や障がい者などが利用できる福祉避難所を1か所指定しております。

防災センターで、地区避難所として指定している施設は、コミュニティ施設が併設されている岩江地区防災コミュニティセンターのみとなっております。当該コミュニティセンターには、備蓄倉庫も併設されており、避難所で生活するための必要な物資が備蓄されて

おりますので、現状の運用を継続して参ります。

また、避難物資の受入れ拠点、昨年、町営運動場内に完成した三春町防災避難施設管理棟を定めております。隣接する貝山の防災倉庫に備えてある生活関連物資と併せて、避難物資を指定避難所に輸送する計画となっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 貝山の運動場にある三春町防災避難施設管理棟、こちらの方を支援物資受入れの拠点ハブとして使用するという事は理解しました。三春全体をあそこの管理棟だけでできるのかということシミュレーションしたり、実際に演習を行うことは計画されていますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 これから物資等を搬入しての訓練等はする予定となっております。また、東日本大震災の際は物資がかなり多く届きましたので、貝山の倉庫だけでは多分、この後も起きた場合は間に合わないと思います。そういった際には、東日本大震災のときには福祉会館、また、あのときは旧公民館、小学校の下にありましたので、ああいったところにも物資はかなり搬入しました。震災の大きさによって搬入する場所は、いろいろ検討していくことが必要だと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で、10番篠崎聡議員の質問を終結します。

○議長 15番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番（鈴木利一議員） さきに通告してあります3点について質問したいと思います。

まず1点目ですが、町営バスのルート見直しについてであります。今年3月に三春町地域公共交通計画が策定されました。この計画は、令和5年から令和9年までの5年間で三春町の交通体系全般についての見直しを検討しようとするものです。

この計画の中で、町営バスについては抜本的な見直しとスクールバス混乗の拡大としております。また、中心市街地と各地区拠点間をピストン輸送するようなコースへ見直しを検討するようにしております。

1点目として、スクールバス以外は中心市街地として役場を発着としたコースにしてはどうか。

2点目、計画年度を待たずに早急に実施してはどうか。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 質問にお答えいたします。

町では、町内の公共交通が抱える課題を明らかにし、今後のさらなる人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などの社会情勢に対応しながら、利便性の高い公共交通がある暮らしを持続できるまちづくりをしていくため、地域公共交通のマスタープランとな

る「三春町地域公共交通計画」を策定いたしました。

計画では、1つ目、利用しやすい町内公共交通ネットワークの実現、2つ目、広域的な移動ニーズに対応した公共交通の実現、3つ目、誰もがわかりやすい・使いやすい交通環境の創出の3つを基本方針として、それらを実現するための具体的な施策・検討を行うこととしております。

1点目の役場を発着としたコース設定についてですが、現在、町営バスの車両は、三春中学校のスクールバスを使用しており、車両保管場所を三春中学校北側駐車場としていることから、スクールバス以外のコースについては、三春中学校を起点に運行しております。

なお、三春の里コースや町中通勤・循環コースなど一部のコースでは、鉄道までの移動手段の確保を目的として、三春駅を起点として運行しております。

今年度見直しを進めるなかで、三春駅や福島交通の路線バスとの接続が不十分であるとの課題も認識できたため、三春中学校を発着としているコースについて、見直しを進めて参ります。

町営バスは、三春駅からの二次交通として、鉄道利用促進の観点からも重要な役割を担っていること、また、役場周辺にはバスが複数台待機できるスペースの確保が困難であることなどから、三春駅を起点として、出来る限り中心市街地や三春病院などを経由するような見直しを中心に進めて参りたいと考えております。

2点目についてですが、計画に掲載しましたスケジュールについては、策定当初の想定であり、関係機関などとの調整や準備が整ったものから取り組んでいきたいと考えております。町営バスの見直しにつきましても、これまで実施した乗降調査により、現在課題の整理を行っており、令和6年度より可能なものから見直しを行いたいと考えております。

例えば、乗降調査の結果から、乗車率が極めて低いコースについて、予約があった場合だけ運行するデマンド型での実証運行を検討しております。コースの選定や仕組みの詳細は現在検討中ですが、令和6年度の早い時期の実現に向けて準備を進めております。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 三春駅を起点として考えていくということではありますが、通学者は平成12年から令和2年度の20年間で573人減少していると。駅を利用する人が少なくなっていると。一方、自家用車などは横ばいの状態であると。併せて、郡山市との移動が最も多く、流出が3,291名、流入が1,516名となっております。

このことから、三春駅を起点とした交通体系、どんなメリットがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

例えば、三春の里コースでありますと、福島県環境創造センターを経由して三春の里に運行する経路になってございますので、三春駅を利用されて環境創造センター、または三春の里のほうにご利用いただく方の利便性になっていると考えております。

以上です。

○町長 補足させていただきます。JRの利用者との関連はというふうなご質問だと思いますので、それを補足させていただきます。

確かに高校生を中心に、学生の通学する数が減っております。通勤者も同じ傾向だとい

うふうに思っておりますが、依然として車を使えない状態にある場合の主力な移動手段でありますので、JRの利用については、広域的な、利用推進協議会の中でも活用を推進していこうという立場でございます。そういった面からも、町営バスとJRの連絡をよくしたいというのが町の考え方であります。経済的にも、例えば三春町の役場前から郡山駅までだと、福島交通で750円かかります。町営バスとJR線を乗り継いでいく場合、乗り継ぎは出ますが、町営バスが200円、そしてJRが240円ですから、440円ということになります。

平日日中ですと、今度は通勤者、通学者に代わって病院に通院する方のご利用も増えて参りますので、そういった部分は今後も引き続き重要視しておりますので、そういった面でJR三春駅との接続を強化したい、そういった趣旨でございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 三春駅を中心として、それは理解はします。ただ、町内でお年寄りらが一番困っているのかなというふうに思うんですが、そういった場合には、やっぱり買物、病院が中心になってくると思うんですね。併せて、役場ではバスの待機場所がないという答弁ですが、確かに、3台も5台もは止めておくことはできないと思うんですが、時間に合わせて5分前、10分前に配車すれば、役場で混雑することはないと思うんですよ。だから、もっと町内の利用者、確かに駅まで行って郡山に通勤・通学する人には便利かもしれないけれども、町内で買物をしてもらおう。わざわざ郡山に足を運んで、郡山で買物してもらわんじゃなくて、町内で買物をしてもらおう。町内の病院に行ってもらおう。そういうふうに考えれば、三春の役場を中心とした交通体系というのは非常に便利だというふうに思うんです。その辺についてどうお考えですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

役場の発着につきましては、先ほど申し上げたとおり、バスの待機場所という形で不可能という形で申し上げましたが、今後検討を進める中で、そういった意見を含めて再度検討させていただきたいと思っておりますが、今現在、中心市街地で買物される方、あとは病院に通院される方につきましては、中心市街地の経路もでございます。あと三春病院を通るルートもでございますので、そういった方の利用しやすい形のコース設定、時間の設定について、今後検討して参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 時期の問題なんですが、最近、新聞に多く取り上げられているのが、デマンド交通。県内でもかなりの町村でデマンド交通の実証実験が始まっています、既に。それを考えますと、今年度と来年度でバスについては検討して、3年目から実証実験に入ることなんですが、よその町村では既にAIを使ったデマンド交通を実証実験しているんですね。それを考えれば、とにかく早く、まして、様子を見るとデマンドはまだまだちょっと時間がかかるのかなというふうに思うので、最低限、バスのルートについては、来年の4月から早急にやってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、来年度の早い時期に、予約型のデマンド交通を導入したいというふうに現在検討してございます。なお、デマンド交通の予約方法につきましては、電話の予約、または、配車のシステムを導入して、スマートフォン等での予約する方法等がいろいろございますので、予約方法につきましても、今後調査研究をして参りたいと思います。

あと、コースの設定でございますが、毎年3月にJRのダイヤ改正がございます。それに合わせて、令和6年の4月からのコースの見直しを目標に向けて、今後検討して参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○15番(鈴木利一議員) 2点目の質問です。

視覚に障害を持つ方々への対応についてであります。

三春町では、令和7年度までを期間とした「第3期三春町障がい者計画」が策定されております。計画の中では、自立生活を支えるサービスの充実、自立生活を可能にする生活環境の整備などが盛り込まれております。また、この計画の推進体制では、障がい者当事者の参画機会の確保が必要だとしております。

1点目、町内で視覚に障害のある人の人数は何人か。また、生活の現状はどのようになっているのか。

2点目、意見や要望などをどのようにして把握しているのか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の視覚に障害のある人の人数についてでございますが、12月1日現在で視覚障害の記載がある身体障害者手帳をお持ちの方は37名おられます。大半の方は介護保険サービスや障がい福祉支援用具等を活用し、ご自宅で生活されておられます。

2点目のご質問の、ご意見や要望の把握についてお答えいたします。町では、町内3か所の相談支援事業所と、それらを統括する田村地方基幹相談支援センター、こちら4か所に業務を委託しまして、障がい者の方の生活上の様々な困りごとなどについて、専門の相談員が相談支援に応じる体制となっております。さらに、町はこれら事業所の相談員と定期的な情報交換の場を設け、課題の把握に努めております。

また、今年度は令和6年から8年度の3か年計画であります「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」策定のため、視覚障がい者も含めましたご本人や家族のニーズ調査を行い、現状や要望などについて把握に努めました。障がい福祉計画の進行管理を行う「障がい者計画等検討委員会」においては、関係機関や有識者のほか、障がい当事者からも公募で3名の委員を委嘱しております。障がい者の現状や意見、要望をいただく体制としてございます。

今後も町として、障がいの種別や程度によらず、安心して住める地域づくりに取り組ん

で参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) まずは、福祉支援用具などを用意しているというのかな、福祉支援用具、視覚障がい者に対して福祉支援用具とはどんなものでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えします。

視覚障がい者の自立支援用具といたしましては、音声読取機器などの機器がございます。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) 音声読取装置、37名の方がいるという中で、どの程度の割合で利用しているのか、分かればお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えします。

37名のうち何名がという人数につきましては、現在手元に用意がございませんので、お答えできません。申し訳ありません。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) 分からないんだからしょうがないですが、是非この辺は把握しておいてほしいなと思います。

あと、相談支援事業者に業務委託しているということで、町内3か所、あと基幹で1か所ということなんですが、先日、青年後見人の説明会があって、そこに私、参加させてもらったんですが、相談支援、仕事が目一杯だなど思うんですね、どう考えても。こんな中で、青年後見人の仕事も相談を受ける、障がい者の相談も受けるということで、本当に相談事業が回っていくのかなというふうに思うんです。先日、相談事業所の人とお話した際に、「目一杯だ」という話を聞いております。こういった中で、相談事業所が本当に回っていくのかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

障がいの方の相談支援につきましては、今ほど申し上げましたとおり、町内に3か所、それから基幹が1か所という形でございます。

また、高齢者の障害も含めて、高齢者の方の相談につきましては、町が委託している地域包括支援センター、その他各介護保険の相談支援事業所ということで、複数の事業所がございます。これら介護や障害の相談支援にあたる数につきましては、現在、各事業所でご協力いただけることについて、町民の方がお世話になっておりますが、その中で出てきている課題、人員の不足や時間をかけてもなかなか困難で解決に向かない内容もございますので、そういったことを町としましても、現場の実状を把握して、それを速やかに解決できる方法、それから体制、様々なことについて検討して、1つずつ解決していけるように努めているところでございますので、多くの相談支援の内容について、小さいものから

重たいものまであるかと思えますけれども、十分に応えて対応できるように、今後も連携をして、相談事業所任せにしないで対応していけるように努力したいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 障がい者同士が集まって会話をするというのは非常に大切なというふうに思うんです。

健康な老人などに対しては、町長肝煎りで始まったサロン事業などがあるわけですが、障がい者同士が集まって会話をする、お話をする、集まってお茶飲みをするという場がないという。健康であればサロンに行けるんですが、障害を持つとなかなか表に出づらい、一人では出れないというのが実情だと思うんですが、障がい者同士の集まり、そういったところで本当の意見が出てくると思うんです。障がい者同士の集まりが必要になってくると思うんですが、その辺についてどんなようにお考えでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 障がい者同士の集まりから様々なことが出てくるということで、議員ご指摘のとおりと考えます。

視覚障がい者の方については、町内でそうした集まりがあるというふうには聞いておりませんので、町としても、そういった方が集まりやすい事業、新しい情報が得られる、または同じ障害を持つ同士で話ができる交流の機会ということで、今後そういった機会を設けて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○15番（鈴木利一議員） 3点目の質問です。

滝桜大駐車場についてです。

滝桜大駐車場は、滝桜観光シーズンには満車になり、大活躍をしています。しかし、その利用期間は年間を通してみれば1か月程度ではないかと思えます。駐車場を利用して各種イベントの開催など、利用していない期間の有効利用を考えてみてはと思いますが、いかがでしょう。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第3の質問にお答えします。

滝桜の開花時期に大駐車場として使用しております、大字滝地内の敷地につきましては、国所有地であり、三春ダム管理所と三春町との覚書により、現在、町が管理を行っているところであります。

これまでの利用状況としましては、春の三春滝桜観光対策期間やさくら湖マラソン大会の駐車場として、9月には、うつくしま・みずウオークの会場としても利用されております。また、昨年度は田村青年会議所主催の「たむら愛郷祭」や民放テレビ局の主催による「どうでしょうキャラバン」などのイベント会場としても利用されております。

加えて、福島県消防防災ヘリコプターの訓練場所としても定期的に使用されているところ です。

ご質問のありました、さらなる敷地の利活用のご提案につきましては、町が関連する各種イベントや今後のモンベルの誘致を契機としたイベントの開催など、関係機関と協議しながら、有効活用が図られるよう検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、15番鈴木利一議員の質問を終結します。

○議長 8番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

8番。

○8番(松村妙子議員) 先に通告しました2件について質問いたします。

まず1件目、子宮頸がんワクチンについて。

子宮頸がんは、日本で毎年1万人がかかり、3,000人が亡くなっております。HPVワクチンは、その子宮頸がんの原因となるウイルス感染を防ぐワクチンです。子宮頸がんは予防できるがんと言われ、国や自治体は、2022年4月からHPVワクチンの積極的な接種の呼びかけを開催しております。

そこで、2点について質問いたします。

1点目、HPVワクチンの積極的な勧奨接種の再開に当たり、定期接種対象者、キャッチアップ対象者への周知については、いつ、どのように行われたのかお尋ねいたします。

2点目、検診について、厚労省は有識者協議会を開いて、2023年から6年間、国の取組みとして、第4期がん検診推進計画案をまとめました。がん検診は50%から60%を目指す方針を打ち出しております。令和3年度・4年度の実診率をお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第1の質問にお答えいたします。

子宮頸がんを予防するHPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチンは、平成25年6月の予防接種に関する国の審議会において、「ワクチンとの因果関係を否定できない副反応について、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでない」と示されたことから、国の決定により、令和3年度までの期間、積極的な接種勧奨が差し控えられておりました。

令和4年4月から積極的勧奨が再開されたことを受けて、町では、令和4年度の対象者である中学1年生から高校1年生までの219名全員に予診票とリーフレットにより勧奨通知を行いました。

併せて、差し控え期間中に接種機会を逃した方に対する救済措置として、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、法定接種対象年齢を超えても接種が可能とする「キャッチアップ接種」が決定されましたので、平成9年度から平成18年度生まれの未接種者422名にも同様の案内を行いました。

令和5年度4月には、新たな対象となる中学1年生52名に予診票とリーフレットにより個別接種勧奨を行いました。また、前年度までの定期接種未接種者95名とキャッチアップ対象の未接種者469名には、7月にはがきによる個別勧奨通知を行っております。また、転入の方につきましても、接種履歴を確認し、対象の案内を実施してございます。

さらに、個別通知以外の勧奨としましては、町ホームページや町広報紙に掲載しましたほか、役場等にポスターを掲示してございます。

2点目の質問の、子宮頸がん検診についてお答えいたします。

まずはじめに、子宮頸がん検診は、年度内に20歳に到達する年齢以上の女性が2年に一度受診することとなっております。三春町の令和3年度の受診者数は654名で、受診率は29%、令和4年度の受診者数は723名で、受診率は37.4%となっております。

なお、これらの受診率は、町が行います集団検診、医療機関で行う個別検診、さらに、妊婦検診で行います検査の実施件数によるものでありまして、働く世代の方が職場で受ける検診の実績は含まれておりませんが、今後も、受診率の向上にむけて、適切な勧奨に努めてまいりたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員） ありがとうございます。かなりの接種対象者、また、キャッチアップ対象者がいるということが分かりました。

そこで、2点ほどお伺いしたいと思います。

9年間未接種者であるキャッチアップ対象者についてであります。接種を受ける期間というのは、何年ぐらいの間までに受けなくちゃならないという期間というのはあるんでしょうか。また、もう一点についてですが、個別通知されているうち、ワクチン接種を受けた人数についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 接種する期間ということでございますが、子宮頸がんワクチンには、法で認められているワクチンの種類が3種類ございます。それぞれのワクチンについて、理想的な接種間隔は示されておりますが、先ほどの法定のキャッチアップ期間中受けられなかった回数については、その期間中、定めによって実施できることとなっております。

それから、今までこれまで何件の接種があったかというご質問につきましては、定期接種とキャッチアップを含めまして、令和4年度に接種が受けられた件数について146件、今年度は10月までの実績で73件となっております。それぞれの3種類のワクチンについて、1人3回接種するというふうになっておりますので、この件数は延べ件数となっておりますが、件数については以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員） 検診の向上に向けてというか、接種率についてであります。例として3点挙げたいと思います。

子宮頸がん検診を促すために、HPV検査キットを配布している自治体もあります。埼玉県の所沢市では、希望する28歳の女性に対し、子宮頸がんなどの原因であるHPVの感染状況を調べられる検査キットを無料配布しております。また、調布市では、子宮頸がんの予防・早期発見につなげようと、23歳から24歳の方で、市内に住む女性の希望者を対象に、ウイルス感染しているか、自宅で検査できる簡易キットを無料で配布しているということでもあります。

県内で見ますと、先日、新聞なんかにも出たんですけども、県内、いわき市についてなんです。2021年、令和3年度のいわき市の検診受診率は25.1%ということで、県内でも一番低いということ言われております。そういうことから、子宮頸がんセルフ検査研究所事業者によって、いわき市民を対象に子宮頸がんの自己検査キットを配布して、

検診の受診率向上を図る研究事業として、今回、この事業を改善モデルとして検査キットを配るといふ、これはかなり年齢的にも幅広い方々に配っております。国民健康保険の加入者、25歳から60歳の女性、約7,000人ということで数はかなり多いんですけども、こういう事業を通して、他の地域でも希望するということであれば、こういう検査キットを提供するというような記事が載っております。

町としては、これに対してどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

子宮頸がんの検診の検査キットによる自己検診につきましては、がん研究センターなどから発された内容について、まだ自己採取について、正しく検体が取れないと、がんがあってもがんでないというような結論が出てしまうため、勧められないというような見解が出されております。

町では、国の様々な研究段階にある手法かと考えておりますので、その制度についてきちんとした裏づけが取れるまでは導入の予定はしておりませんが、今後の研究の結果などを情報収集し、早期に受診率の向上に効果があると考えられるような段階になれば、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(松村妙子議員) 第2の質問に入ります。GIGAスクール構想・学校教育におけるICT利活用について。

GIGAスクール構想とは、児童生徒1人にタブレットの情報端末を1台配備し、ICTを取り入れた新たな教育を実現する構想です。2019年12月に文部科学省が発表した教育案で、当初、2023年度の達成が目標でありました。しかし、2020年、新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校となり、オンライン授業の必要性が増したことから、計画が前倒しされました。2021年度には、小中学校で1人1台の学習用端末の配備がほぼ完了しております。

子どもたちの多様化に対しても、目を向けられるようになってきております。人よりも優れた分野がある一方で、他の子どもたちとの学習が困難だったり、発達障害だったり、様々な子どもがいる中で、唯一、誰一人取り残さず、それぞれの個性を最大限に引き出すような教育が求められております。

そこで、6点について質問させていただきます。

- 1、1人1台端末を授業で活用。
- 2、自分で調べる場面において。
- 3、教職員と生徒がやり取りする場面において。
- 4、自分の考えをまとめ、発表・表現する場面において。
- 5、児童生徒同士がやり取りする場面において。
- 6、家庭で利用できるようにしている。

以上6点について、小中学校におけるICT利活用の割合についてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長　それでは、質問についてお答えいたします。

教育委員会では、令和2年度に国庫補助金を活用し、学校施設内におけるWi-Fi環境を構築するとともに、町内小中学校児童生徒・教員用のタブレットを1,404台購入いたしました。各教室には電子黒板を導入し、令和3年度からタブレットを活用した授業を開始しています。

また、家庭学習においてタブレットを活用するため、インターネット環境が整っていない家庭を支援するため、令和4年度には家庭用モバイルルーターの貸出事業も開始しました。併せて、校外のインターネット環境でも安心して学習ができる環境を構築するため、令和5年度に各端末にフィルタリングソフトを導入し、環境整備を行ったところであります。

1点目のご質問にお答えします。1人1台端末の授業での活用状況につきましては、小学校、中学校ともにほぼ毎日活用されております。

2点目のご質問にお答えします。自分で調べる場面における活用状況につきましては、小学校では週3回以上、中学校ではほぼ毎日活用されております。

3点目のご質問にお答えします。教職員と生徒がやり取りする場面での活用状況につきましては、小学校、中学校ともに週3回以上活用されております。

4点目のご質問にお答えします。自分の考えをまとめ、発表・表現する場面における活用状況につきましては、小学校では週1回以上、中学校では週3回以上活用されております。

5点目のご質問ですが、児童生徒がやり取りする場面における活用状況につきましては、小学校では週1回以上、中学校では週3回以上活用されております。

6点目のご質問にお答えします。家庭でのタブレット端末の利用ができるようにしているかにつきましては、既にタブレットの持ち帰りを始めている学校は、小学校5校、中学校2校、計7校となっております。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員）　ありがとうございます。かなり三春町ではタブレットを活用されているのかなと思います。でも、全国的に比べれば、福島県自体がまだ活用の回数というか、それは少ないところなんですけれども、そこで、先ほど、6点目の既にタブレットを持ち帰り始めているということで、小学校では5校ということだったんですが、あとの1校はどこなんでしょうか。

（校名ですかの声あり）

○8番（松村妙子議員）　はい。よろしいですか。

○教育長　小学校6校中5校ということで、学校名については、すみません、ここでは差し控えさせていただきたいと思いますが、より活用しやすい環境を今いろいろと考えている途上でありますので、間もなくその1校も完全利用が開始される状況のための準備というふう聞いております。

○議長　質問があればこれを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員）　同じ6番目についてなんですけれども、タブレット持ち帰りを

始めているということなんです、実際にどうなのでしょう。あまり持ち帰ってきていないというお話も聞くんですが、その割合というか、持ち帰って壊してしまったりするとちょっと心配だというような、そういう意見もあるんですが、その辺でそういうことを心配して、持ち帰りをちょっと心配されているのかななんて思うところもあるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 タブレットの持ち帰りに関しましてですが、子どもの発達程度に応じて様々な取組みがなされています。結構重量があるものなので、毎日持ち帰らせるということを気にしている学校も多いようです。

ただ、今年度から子どもたちが自分のスピードで勉強できる学習アプリが全ての子どものタブレットに配置されておりますので、子どもが自分に応じた勉強ができるということの環境づくりが進められており、様々なケースで持ち帰りが進められています。必ず毎日持ち帰っているということではなく、例えば、土曜日・日曜日にかけて持ち帰ったり、あるいは長期休業日に関して持ち帰ったり、様々な工夫がなされて活用が図られているということでもあります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員） ありがとうございます。地域柄というか、あとは学年によってもタブレットの活用方法というのは大分違ってくるのかなとは思っております。

また、タブレット端末、1人1台あるわけなんですけど、学校の授業で使ったり、あとは持ち帰ったりという利用法もあると思いますが、その他にどういうことに学校側として使えるかなというようなお考えはあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学習以外でのタブレットの活用というふうに理解しましたので、その点についてお話をさせていただきますが、子どもたちにとっては直接声に出して言いにくいことでも、タブレットを通してならば伝えることができるというような利用実態も確認しております。

文部科学省でも、いじめや自殺、不登校の早期対応にタブレットが活用できるのではないかと、先行事例の普及を努めているところでありますし、それを既に活用している自治体もありますので、様々な子どもたちの声を教員がしっかり聞き、個別に対応できることの重要性から、今後、タブレットの学習以外、通信ツールとして子どもたちとコミュニケーションを取るための使い方については、積極的に導入していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員） ありがとうございます。ただいま、教育長の答弁で、利活用ということで、相談事であったりそういうのに生かしていきたいというお話がありました。

新聞記事に出ていたものなんです、富山市教育委員会が前年度に運用を始めた、小中学生に1人1台配備されたデジタル端末を使って悩みの相談を希望できる仕組みで、8月

末までの約4か月間に599件の申込みがありました。実際に相談に至ったのは351件、そのうちの7割の260件が友達付き合いなどの人間関係に関する内容であったということなんです。学校でも児童生徒の悩みというのは多様化していて、学校の方でも定期的に教育相談であったりアンケート調査というのに行っているとは思いますが、ここで話したように、タブレット端末を生かして、いろいろと相談を書き込んでいたり、なかなか話ではできないようなことなどもタブレットであれば書き込めるというようなことで、大変に生かされているのかなって。

また、富山市の場合はもうちょっと踏み込んで、学校だけじゃなくて、市が独自に開発したシステム、そういうのを使ってやっているということで、学校、それからまた、学校以外の大人の方、専門の方につないでいくような、そういうシステムになっているということでもあります。

そこまではいかないにしても、タブレットを活用して相談をしっかりと聞き取っていただけるような、そういう取組みをしていただきたいと思います。再度お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ありがとうございます。子どもが自分の思いをきちんと伝えたいときに伝えられる手段として、タブレットの活用は大きな意義があるものと考えております。個人情報流出ということが一番心配なことでもありますので、その辺りをしっかり体制を整えて、子どもたちからの意見がしっかり届くような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、8番松村妙子議員の質問を終結します。

ここで休憩を取ります。再開は25分をお願いします。

…………… ● ● 休 憩 ……………
(休憩 午後 2時17分)
<休 憩>
(再開 午後 2時25分)
…………… ● ● 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) さきに通告しました2つの質疑について、これから申し上げますので、答弁の方よろしくお願ひしたいと思います。

まず1番目、高齢化社会下での高齢者福祉体制の再検証と強化をお願いする件です。

最近、高齢化の進む町内でも、孤独死の事例が出てきております。このことについて、町長はどのように考えられているのか、意見を頂きたいと思ひます。

過日行われた新人議員の研修において、当局から膨大な資料を頂きました。とてもすぐには理解できないものばかりでしたので、その後、町内の関連団体や、町内で福祉活動に関係されている方々、または町民の声として、現場で様々な状況などを教えていただきま

した。当局をはじめ、関係各位の努力と連携に感謝して、これから質疑を始めたいと思います。

まず1点、これら孤独死等が発生する、もしくは緊急・重篤な事態が発生した場合に、状況に応じた迅速かつ適切な対応が具体的に取られているのか、報告を頂きたいと思います。

2点目、現在、三春町社会福祉協議会、町内各消防団、医療関係、民間福祉施設、それから町外の近隣医療施設、町外の近隣民間福祉施設等がある中で、緊急・重篤な事態が発生した場合の連携体制をダイアグラムで示して、これらがどのように共有されているのかを報告を頂きたいと思います。

3つ目、在宅介護も含めて、人々の命に関わるこれらの対応は、365日、24時間体制で臨む必要があると考えております。三春町におけるこのダイアグラムの統括部署、司令塔ですね。これはどこであるべきなのか、どこであるのか、示していただきたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

はじめに、高齢化の進む中での孤独死についての考えをというご質問ですが、議員ご指摘のとおり、少子高齢化の進行によりまして、地域の中で高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が、今後もさらに増加していくものと思いますので、まず、第一には、高齢になっても医療や健診などで健康管理をしっかりと行うこと、地区サロンなどの社会参加機会を活用し、認知症予防や介護予防の取組みに、より多くの方に参加いただき、より長い期間、健康で自立した生活が送れるように取り組むようなことが必要と考えます。

第2には、予防的な取組みをしても加齢や病気などで、何らかの見守りや支援や介護が必要になった場合も、身近に相談でき、必要な支援が速やかに受けられる体制が重要と考えます。

第3に、公的なサービスや支援を受けても埋められない細やかな見守りなどは、ご近所同士の何気ない見守りの中で、気づいたことが支援のつながりの中で共有され、取りこぼすことのないようなネットワークが必要であると思います。

残念ながら、こうした3つの点について、自分自身、あるいは支援者や周囲との接点がうまくつなげられない場合に、孤独死というような残念な結果につながるのではないかと考えますので、先に述べました取組みをしっかりと町全体で進めていくことが大切と考えております。

2点目の、緊急かつ重篤な事態に迅速かつ適切に対応しているかのおただしについてであります。町では、高齢者見守りネットワークとして、地区の民生児童委員や個人の協力者のほか、新聞配達店や郵便局、宅配業者や保険関係事業者等民間事業者との協定、町内介護福祉関係サービス事業者との連携、町事業である緊急通報システムや宅配給食サービスなどによる見守りや通報の協力をお願いしております。

気になる異変に気づいた際は、町が委託する地域包括支援センターや役場保健福祉課に通報を頂き、状況に応じてご自宅や関係機関の連絡などにより、速やかに安否確認やご家族など関係者への連絡を取るなど対応しております。必要に応じ、救急や警察の協力も要請し迅速な対応に努めております。

3点目の、緊急事態発生時の連絡体制についてであります。通報により把握した情報

は、地域包括支援センターと町保健福祉課が速やかに共有し、安否確認の方法や役割分担、家族等の連絡先の確認や把握、救急通報の必要性の有無の判断など、同時並列で対応するようにしております。

4点目のご質問ですが、ご指摘のとおり緊急・重篤な事態は、当然、夜間や休日に発生することも想定されますので、あらかじめそうした危険性がある方については、緊急通報システムのご利用を進めたり、相談を受ける中で、家族や協力者の連絡先を確認登録するなど、可能な限り緊急時に備えた対応に努めております。また、夜間休日も役場庁舎と福祉会館には宿日直が待機し、通報があれば担当者に連絡が取れる体制を取っております。

また、これらの体制は個人で担えるものではありませんので、組織として担当部署である保健福祉課の長が統括し、連絡網により、常時、町長にも報告、または指示受けができる体制となっております。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほどの町長の答弁の中で、でき得る限り迅速な対応という話なんですけども、これからどんどん高齢者が増える状況の中で、ご老人の中には、本当に独りで住んで、なかなか周りのお付き合いを嫌うというんですかね、絶たれたり、なかなか周りに同調しない方々も少なからずいらっしゃると思うんです。そういった方々の見守りというか、ケアはどのように考えられるのか、答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 なかなか他の人の世話になりたくないとおっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう場合には正直苦勞はしております。ただ、そういう場合においても、要は先ほど申し上げました、特に近所の方、あるいは友人関係などを通して、できるだけの接触は試みております。

あと一方で、数は限られておるんですけども、センサーがついた装置なども社会福祉協議会の方では設置を進めておりまして、そういった日常的な行動と違う行動が取られた場合には、警報が出るようなシステムも入っております。そういったもので補完していくというところが現状であります。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほどお話しいただいた、でき得る限りのいろんな機器等を利用した見守りの体制を取って保護していくとか、見守っていくということのお話だったわけなんですけども、恐らくそういう方、先ほどの夜間、特に夜間とか休日、役所でもなかなか人材が少なくなったようなときに、意外とそういう事態が起こっている例が多いかと思うんです。

そうしたときの対応は、恐らく区長さんをはじめ民生委員とか、あと消防団とか、町のいろんな方々にお世話になって発見されることが多いかと思うんです。やっぱり先ほどの重篤な状況で発見されたときに、連絡体制を関係者、発見した人が、特に世話役の方々が発見したときに、連絡体制がスムーズにあって、いろんな医療機関とか、保護施設に収容できるような体制として、私、先ほどダイヤグラムと言いましたけども、私のイメージしているダイヤグラムというのは、今まで役所だとツリー形状とか、縦書きの、いろんな関係施設の電話番号が書いてあるというふうな形のものが多いいんですけども、そうじゃ

なくて、例えば、ちょっと今、たまたま作ってみたんですけど、こんな感じです。

(図を提示)

○2番(三瓶一壽議員) 真ん中が町役場、司令塔です。その周辺が三春町の町内の施設、いろんな施設があるかと思うんですけども、その施設、あと、外回りの点線で書いてあるのが、町外の医療施設とか福祉施設、そういうものが、例えばどの時点で、重篤な事態が発生したかによって、いろんな系統の渡り方があるかと思うんですけども、即連絡がつくような、全体が網羅できているようなものを、区長さんをはじめそういう医療関係、福祉関係の関係者がこういう連絡体系を持つようにすれば、結構連絡もスムーズに。

最終的に分かんないときには、司令塔である町に連絡すれば、必ずどこかにはつないでもらえるというふうな、安心の共有方法が必要かなと思いますので、是非ともこういうふうな形の表を作って、表というか、皆さん、情報を共有できるような手法を考えていただきたい。

これはたまたま私が作っただけで、これが正しいとか何かというんじゃないで、例えばこういうふうな形で、誰が見てもすぐ分かるような。特に役所の方々というのは、定期的に異動があったりなんかして、なかなか慣れない場合もあると。慣れなくてもこれを見れば一目瞭然だというふうな形をつくっていただければと思います。

特に緊急、重篤もありますけども、在宅介護も含めまして、人々の命に関わるこれらの対応については、先ほども申し上げましたように、365日24時間の体制で臨む必要があるかと思うので、その辺を一つよろしくお願ひしたいなと考えております。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今のお話、大変参考になりました。

まず、重篤な状況を発見した場合には、例外なく119番の通報はしていただいているものと思っております。例えば、夜中の2時とか3時にそれが起きた場合、きちんとした連絡が取れるかというご心配でのお話かと思っております。そういった場合、24時間職員の方が動いているような、例えば介護施設に連絡が行って、そこから適切な連絡調整が働く、そういったルートも必要ではないかという趣旨のお話かと思っておりますので、先ほども答弁で申し上げたとおり、各施設とは連携が取れておりますので、そういったことも、今後、議題として、現実的に可能かどうかも含めまして、相談をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、AIなども発達しておりますので、そういったものも用いながら、より確実な方法を検討して参りたいと、そういうふうなことを考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番(三瓶一壽議員) 質問というよりは、先ほども申し上げたようにお願いなんですけど、是非とも情報共有の連絡体系を確立するような形で、本当にちょっと私も懸念しているのは、私も含めて皆さん働いていらっしゃる。そうすれば、当然、休みもある。先ほど町長からお話いただいたように、真夜中とか休みのときに限ってそういうことが起きるとというのが常なものですから、是非とも連絡体系の共有システムというか、それを作り上げていただき、町民の方々との共有をお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長 お願いですので、答弁を求めますか。

○2番（三瓶一壽議員） 結構です。

○議長 第2の質問を許します。

○2番（三瓶一壽議員） 次の質問に移ります。

立地企業でありますモンベルストアの出店に対し、三春町の町民及び町内企業に対してのアピールは十分かということでございます。

まず1点、モンベルストア誘致関連で、国からと町での支出予算額について、改めて報告を求めるものであります。

2番、2023年10月1日、今年の10月1日発行の町広報で、町長の部屋に「モンベルストアの誘致を含めた『さくら湖周辺』の整備などを通して、移住と交流事業を促進し、『来町する方々などの底上げを図り、活気あふれるまちづくり』を推進して参ります」とありました。

また、2023年6月3日に開催された6月定例議会では、影山常光議員から、「モンベルストアの誘致・出店について、町民の期待と政策共有について」という質疑がなされておりました。町のホームページを見ても、「お知らせ欄」に「モンベルフレンドショップ登録募集」と三春まちナビカードの情報が掲載されているのみであります。他にも具体的に町が主体となって動かそうとしているプロジェクトはあるのか、当局の答弁を求めたいと思います。

3つ目、町民と町内企業は、少なからずモンベルストアの出店で、さくら湖周辺地域の活性化、発展することに対して期待を寄せております。三春町において、三春ダム建設以来の地域産業の活性化に期待の持てるプロジェクトを一刻も早く、町民を巻き込んだ具体的な活性化プロジェクトを始動すべく、当局はもっと町民を誘導して、町の産業活性化を目指して協働すべきと考えておりますが、当局の答弁を求めます。

4点目、あわせて、当該地域の良質な環境と景観を誘導、維持するための施策も検討、準備するようお願いいたします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えします。

まず、1点目の予算額についてですが、アウトドア・アクティビティ拠点施設整備に関連する歳出予算として、約9億9,800万円を予算措置しており、財源については、国のデジタル田園都市国家構想交付金として約4億9,000万円、町債としても同額の約4億9,000万円を歳出予算として見込んでおり、町債については、後年度、交付税措置のある町債をできる限り活用することとしております。

2点目の具体化している町主体のプロジェクトについてですが、三春町においでいただく多くの方に様々な場所を周遊してもらい、地域全体の経済効果、さらには周辺市町村への波及効果にもつなげていきたいと考えており、施設整備と併せ、様々な取組みを進めているところであります。

お質しのありましたフレンドショップについてですが、モンベルでは100万人を超える会員組織を有しており、会員証を提示した際に、店舗で何かしらの優待サービスを提供いただくことで、モンベルのウェブサイトや会員特典ガイドに店舗情報を掲載できる内容となっており、現在、三春町内で7か所、田村市・小野町で6か所の登録をいただいております。

ります。

また、フレンドエリア登録も行っており、こちらも同様にモンベルのウェブサイトや会員特典ガイドに三春町を含めた田村地域のアウトドア情報や観光情報を掲載しております。

また、福島県などと連携し、三春町内での集客・交流を促進し、持続的な地域発展に貢献するビジネスアイデアを持っている方を募集する「三春集客ビジネスオーディション」を過日行いました。オーディションには15件の応募があり、そのうち3件が採択され、今後、専門家からの助言を頂きながら、具体的な取組みが進む予定となっております。

この取組みでは、三春町に訪れる新たな人の流れに期待し、ビジネスチャンスと考える方が多くいることも確認でき、町内での集客・交流、持続的な地域発展に貢献する事業などを始めたい方への支援策について、今後、既存の制度も確認しながら研究をしていきたいと考えているところであります。

また、店舗を紹介したカードを作成し、そのカードを店舗に持っていくと何かしらの割引が受けられる「まちナビカード」の募集も行っております。

また、サイクリングルートの設定や遊歩道の整備などの検討も進めているところであります。

3点目の地域産業の活性化に向けた町民との協働についてですが、町では、商工会や観光協会、さくら湖流域協働ネットワーク、三春まちづくり公社などを構成員とする「アウトドア環境を活かした地域活性化会議」を立ち上げており、こうした会議を通して、様々な関係者と連携しながら、地域産業の活性化に向けた取組みを進めていきたいと考えているところであります。

また、環境や景観の保全については、アウトドア・アクティビティ拠点施設整備においても配慮をしながら、さらには、ダム周辺での新たな事業を希望する方への動向にも注視しつつ、事業展開にあたって、環境や景観に配慮がなされているかといったことについて、景観条例や開発行為等事前指導要綱に基づき、適切な対応をしていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） まず1点ですが、国の予算も含めて、町の予算も含めて、総額約9億9,800円という約10億円ぐらいの、この庁舎にも匹敵するぐらいのプロジェクト予算をかけておりますが、これに対しての経済効果はどれほどかということの試算は何かされているんでしょうかというのがまず1点です。

もう1点は、「三春集客ビジネスオーディション」ということで、15件の応募があったうちの3件選ばれたということなんですけども、これは採択の基準というのは何かありましたでしょうか。もしあったら、どんな基準で選ばれたのか、町の方針をちょっと教えていただきたいなと思います。

次に、3点目の回答に対して、「地域産業の活性化に向けた取組みを進めていければと考えているところです」というふうなお話なんですけども、モンベルは来年にもう建物ができて創業が始まってしまうかと思えます。何か大分遅きに失しているのかなというふうな気がします。もっとスピード感を持った対応をしないと、地元主導とは言わないまでも、地元がモンベルと対等に事業展開をしていくというのは難しい。あまりおんぶにだっこという形ではちょっと魅力がないのかなという気がしますので、その辺の在り方をどう考えられているのか、答弁いただければと思います。

それから、最後に、これは4番目の質問ですね。最後の方に、「景観条例や開発行為等事前指導要綱に基づき、適切な対応」というふうな回答でしたけども、町として、さくら湖周辺の開発のプロジェクトのエリアのビジョンというのはどういうふうに持たれているのか。併せて、ここを中心とした三春町全域に発展させた、町なかにも、当然、町なかもそうなんですけども、発展させたようなビジョンというのは何か描いておられるのか。そのビジョンにのっとなって、今、どういう形で主導というか、プロジェクトを動かそうとしているのか、答弁いただければと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 4点の再質問を頂いております。

1点目と3点目について、私の方から答弁させていただきます。

まず、「約10億円かけるわけだけれども経済効果はどうだ」ということでありますが、間もなく実施設計書が上がって参りまして、具体的な整備内容が決まって参ります。つまり、売場面積なども決まって参りますので、そういった具体的な数字を基にして経済効果を算出していくこととなりますので、これから取り組むということになります。

3つ目の「もっとスピード感を持って対応してほしい、モンベルにおんぶにだっこでは困るぞ」というふうなご指摘であります。そのとおりでというふうに思っております。

ただ、町の業者の方、特に町内の業者の方に、「こういった仕事をやってみたい」、「こういった商売をやってみたい」という話を是非とも伺いたいというふうに思っておりますので、掘り起こしといいますか、そういった機会を引き続き、これからも継続して参ります。

先ほど答弁で申し上げました活性化の会議を持っております。その分科会活動の中で、こういうことをやっていこうという話は既に出ておりますので、その実現に向けてスピード感を持ってこれから実際に取り組んでいくということになりますので、今しばらくお時間を頂くようになるかと思っております。

以上であります。

○企画政策課長 それでは、私の方から2点目、まず、ビジネスオーディションの採択の要件というお質だったと思いますが、その内容についてご説明申し上げたいと思います。

まず、今回のオーディションでございますが、三春町として実施したオーディションという形ではございません。先ほど申し上げましたように、県なり観光物産交流協会等々との関連の連携の中で、主体としては、「まごっせKORIYAMA」というNPO法人が実施した内容になっているということでございます。

その中で、採択の要件としましては、事業の実現の可能性であったり、地域へのいわゆる貢献度であったり、事業としての継続性等々を採択要件として、採択された内容になっているというところでございます。

4点目のダム周りのいわゆる景観の環境維持に関する町のビジョンというお話のお質しでございました。ダム建設当時、様々な関係者とともにもろいろなお話合いがあったということで、私の方も認識はしてございますが、今現在の景観維持という観点で申し上げますと、先ほど答弁させていただきました景観条例であったり、開発行為の事前指導要綱であったりに基づいて対応させていただくという認識でございます。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） ありがとうございます。

私も、町長が先ほど2番目にお話しされた、町の方々に何をやりたいということで、いろいろリクエストを出しているというふうなお話だったんですけども、恐らく、今までもいろんな例があって、なかなかそれだけでは町とか町民の方々は動かないし、足並みをそろえるのが難しいと。そこを行政の立場として、もっと強力で誘導できないかなと個人的には考えております。その辺の誘導策というか、もっと積極的に町が町民を引っ張って、何か大きなプロジェクトをやっていくと。

たまたま、モンベルはダムサイト周辺なんですけども、それを起点にして、町の中、先ほども申し上げました、町の中のいろんな施設を活用した活性化の事業に対して、できれば地元の業者さんが関わるとか。あと、三春町の北の方です。北の方は結構、郡山からも離れていたりして、なかなか開発も遅れ気味というか、住宅団地ができたりというふうな動きではないんですけど、先ほどのモンベルを起点としたグリーンツーリズムというんですか、自転車とか何かでサイクルをするようなプログラムを作ってあげて、北の方に回ってもらって、農家レストランとか、何かそういうものとマッチングさせたり、あと、例えば、民家が幾つもあるって、古民家なんかも使われてないようなものが結構あるかと思うんです。そういうものも、古民家を再生するような形でそれを商売につなげるとか、宿泊施設に持っていくとかというふうな、これは一例なので、どこまでできるかというのは私も自信がないんですけど、いろいろ考えられると思うんです。

そういうものを考えた中でというか、いろんなブレインストームするような会議をさせていただければなと思うんですけども、その辺について基本的にどういうふうなお考えなのか、ちょっと答弁を頂きたいということと、先ほど、ダムサイトの景観と開発の手続が確認申請のときには、そういう書類が出されます。なので、一応それで完結しているんですけども、今回、大きな企業でありますモンベルが来られたことによって、そこをいろいろ開発して活性化を図ろうということであれば、景観条例とか、確認のときに添付するような書類だけじゃなくて、何かちょっとそういうふうな景観のダムサイト、要するにウオーターフロントの開発の基準になるようなものを別途考えて、そのような形で、いろんな企業を誘致したり、そこを使われる方を指導、誘導するようなお考えはないのか、答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

ダム周辺にとどまらず、北部地区までこの恩恵があるべきではないかというふうなお話しでありました。そのとおりだと思います。

町としては、先ほど申し上げました活性化会議の中でも、そういった話題は既に出ておまして、町としてはスモールスタートで取り組んでいきたいなど。具体的には、カフェとかレストラン、古民家などの例示をしていただきましたが、ほぼ同じような話が既に出ております。町の中では、空き店舗の支援事業とか補助事業などがございます。同様の事業がこういったものに適応できないか、今、検討を進めておりますが、それに、例えば、そういった支援対策、補助事業などを検討して弾みをつけていくというのは、現在も検討しておりますし、今後もそういった実現に向けて努力を続けていくと、そういったことを

考えてございます。

あと、2つ目のダム周辺の考え方については、担当課長より申し上げます。

○建設課長 では、景観条例に関しましては、建設課が担当しておりますので、私の方から回答をさせていただきます。

三春町の景観条例の場合は、何か一定の基準を定めて指導、誘導していくというよりは、皆さんで話し合っ、て、よりよいものを作っていきたいということ、これまで進めてきておりますので、例えば、現在、建築物であれば、建築面積か延べ床面積500平米以上のものが景観条例、それ未満のものに関しましては、地区土地利用計画に基づく、三春町開発行為等事前指導要綱に基づく届出ということで、先ほど企画政策課長が説明のとおり届出をしていただくようになりますので、そういった中で、地元のまちづくり協会、あるいは景観専門委員の皆さんと、あと、実際の事業者の方と話し合いながら、良いものをつくれるようにということで、これまで三春町が歩んできました話合いの下に、みんなで良いものをつくりましょうという形で進んでいければというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力を頂ければと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほどの答弁で、ダムサイトは景観条例と既存の地区を制御する条例で十分であるかのようなお話だったんですけど、私が思うにもっと積極的に、その周辺をどういうふうに考えているのか、どういうふうな開発をするのかという開発ビジョンを持つ必要があるのかなど。そういうものはなくて、ただ単に建物を造るための景観条例であったり、開発事前届出であったりだと、いろんな方が審査するのかもしれませんが、やっぱりあるビジョン、ここをどうしたいのかという大きなビジョンがなかなか町民も含めて私どもに見えてこない、やっぱりそれを示さないと、なかなか思ったような開発というか地域に発展していかないんじゃないのかなと思いますので、その辺のビジョンをどういうふうに考えられているのか、答弁を頂きたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。ダム周辺の良好な景観をどのように保全するかという話、ちょっと遡ります。

ダムができる、ダム湖周辺が乱開発されないようにしようということで、その中で唯一、「工芸村構想」というものがあって、現在の三春の里田園生活館のある辺り一帯、ちょうどそこと同じ場所に、今回、モンベルストアができるわけですが、それはもともとの既存計画にあったものと性格が一致しておりますので、特に問題ないと考えております。

それ以外の場所については、たしかダム湖畔から極端な建物、けばけばしい建物が造られないように何とかしようということでスタートしておりまして、その一環として、その土地の利用計画を一旦地元を下ろして、どう思いますかというふうなものをつくったりして現在に至っております。

現在のところ、それは守られておるといふふうに思っておりまして、ダムの景観は今のよう景観を将来にもつないでいきたいと、簡単に言うとそういうことになりますので、そういったものを保全していくために、現在までの取組みはそれなりに効果がございますので、それは今後も継続していく。

ただ、それとは違うまた特殊な話が出てくれば、それはそれで考えなくちゃいけないんですが、町でどういうビジョンを持っているんだということになれば、かなり遡りますけれども、工芸村構想ができたときに、ダム湖周辺はこのようにしようというものは今でも生きているというふうに思っておりますので、それに基づいて考えていく、そういうことになります。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほど、町長の方から工芸村構想、ダムの建設に伴って、本当に町民のいろんな方々が盛り上がり、みんなで作くり上げた構想と私も認識しております。非常に素晴らしいことだったんですけども、恐らくそれが、今、何割ぐらい実現したかと思うんですけども、そういうものというのは、三春の町の中もそうですけど、意外と完結するまでに時間がかかることだと思います。ですから、もし、町長が「工芸村構想が基本になっている」ということであれば、私も異論はございませんので、ただ、それを町民とか周りの人たちにアピールする必要があるのかなと思うんですね。工芸村構想みたいな形で「あそこの地区を引っ張っていくぞ」というふうなアピールが必要なのかなと思いますので、もし、そういうことがあるのであれば、その辺の持っていき方をどういうふうに考えているのか再度お話しを頂きたいのと、それから、おそらくダムサイトを含めてかなり農業も盛んで、あそこはピーマンの選果場があったりいろいろしております。それで、そういうものも含めて、農業の6次化というんですか、かなり進んでいる部分もあるんですけども、新たな6次化産業の開発も含めてやってもらえたらいいなと思いますが、その辺のお考えが、もし町の方にございましたら、お話しいただきたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 2点、再質問を頂いております。

まず、工芸村の延長線上ということで、今風に言えば、工芸村構想をアップデートしたものが、今回のモンベルストアだというふうに思っておりますので、そういった基本的な概念は変わっていないというふうに思っておりますので、その路線で引き続き行きたいと。

ただし、アピールがもっと必要ということでありますので、我々としても、こういったものができてきますよということは、今後になりますが、アピールをしていくということをお話ししておきたいと思います。

あと2点目、ダムサイト周辺に広がる農業、これの振興という部分かと思います。

今、6次化というお話が出ましたが、これは想像するしかないんですが、モンベルストアに買物に来られる方は、多分、ウェアや、いろんな道具を買っただけでお帰りになるというふうには考えておりません。隣接する田園生活館、あるいは周辺のカフェや飲食店などに立ち寄って、それなりの買物を楽しんでいくというふうに想定してございますので、そういった中で、農産物が占める割合というのは非常に大きいものがあります。

例えば、カフェの食材供給、あるいは農家さん自身がそういったものでお客さんに提供するといったものは当然考えられますので、こういったものは、先ほど申しあげました新規企業、出店などと同じような傾向で、これから推移していくことというふうに思っておりますので、今後もこちらについても忘れずに力を入れていくということになります。よろしいでしょうか。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、2番三瓶一壽議員の質問を終結します。

○議長 3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番(大内広信議員) それでは、事前通告に基づきまして、私の方から2点、ご質問がございます。

まず初めに、三春町におけるAED、自動体外式除細動器についてですが、まず1つ目、三春町内は、まほらをはじめ町民が利用できる公共施設がありますが、利用されている方々の多くが、その施設にAEDがあるのか、あってもどこにあるのか分からない状況でした。高齢化も進んでおります。誰が見ても分かるAED設置マップや、施設内のAED設置場所の統一表示等があるのかどうか、お伺いしたいです。

2点目。AEDの設置場所ではない施設利用時や、スポーツ大会開催時などにおいて、申請者に対しての貸出し等の支援体制は整い、また、周知されているのかお伺いしたいです。

3点目。AED設置場所が増えたとしても、実際に使用できる人が増えない限り、本当の普及とは言えません。使用方法の講習会の開催を促進しなければなりません。AEDを使用できる人材の育成について、どのようにお考えなのかお伺いしたいです。

4点目。一般人が心肺蘇生を実施した際の救命率は15.2%です。AEDを使用した際の救命率は53.2%までアップします。町内で24時間随時使用できるAEDの設置は可能なのか、また、訪問介護サービスやスポーツ教室、塾等の団体への普及拡大のため、AEDを購入して設置する際の補助金や助成金制度を新設したいと考えますが、町として導入できるかどうか伺いたいです。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えします。

現在、町内には、学校や公共施設、事業所などを含めて、AED(自動体外式除細動器)が約70か所に設置されていることを把握しております。

1点目のAED設置マップについては作成しておりませんが、町公式LINEのアプリで設置場所を確認することができます。今後は、全世帯に配布している町防災ハザードマップの改訂の際に、AED設置場所の表示を検討して参ります。

設置場所の統一表示については、JIS規格のAEDマークが統一表示として、施設の入り口や受付の付近に表示されております。

2点目の貸出し等の支援体制ですが、今年度より、町内で開催されるイベントやスポーツ行事などの際に、AED7台を無料で貸出しする事業を開始しております。町広報紙やホームページ、区長会活動ハンドブックに掲載し周知するとともに、全ての地区サロンにチラシを配布して活用の促進を図っております。

3点目の使用できる人材の育成についてですが、田村消防署三春分署との連携が必要不可欠であります。三春分署では、事業所や自主防災組織の防災訓練などにおいて、AEDの取扱い講習を行っております。また、地区サロンの出張講座メニューとして、救急救命講習が含まれております。

岩江地区自主防災会では、地区サロンで使用方法の講習を自主的に行っていただいております。

町職員も事案発生の際には、AEDを適正に使用して救命措置ができるよう、定期的な救急救命講習の受講を計画して参りたいと考えております。

4点目の24時間随時使用できるAEDの設置についてですが、AEDの管理面を考慮し、建物の中に設置している状況であります。施設や事業所が開設している時間や管理の負担などを踏まえると、現時点で24時間の使用体制を構築することは難しいと考えております。

次に、購入して設置する際の補助金や助成金制度の新設ですが、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの収益を財源とする自主防災組織育成事業として、AEDを含めた防災資機材の購入に際し、30万円から200万円の範囲内で助成を行っております。ただし、自治会や自主防災組織の団体を対象とした事業でありますので、対象外の団体などについては、2点目の質問でありました貸出し事業の活用促進に努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

3番。

○3番（大内広信議員） 2番目の質問のところなんですが、おそらく三春町の方では、大体毎年2月ぐらいに、三春町体育施設年間利用計画のところ、調整会議があるかと思うんです。できればそちらの方で、再度AEDの無料貸出しについて、町の方でも告知と、あとは積極的な活用を推進をお願いできればと思うんですが、スポーツの現場は、今、子どもたちは心臓振盪が、特に球技系の方では、年に数回そういった問題があります。

やはり我々一般人、健康であっても、特に子どもは成長の段階で胸部組織が柔らかいため、ボールの硬い柔らかいは関係なく、どうしても心臓振盪が起きてしまう可能性がありますので、スポーツ少年団体はじめ、高齢者のゲートボール大会も含めて、調整会議のときに、町の方から、できれば積極的な活用の方も進めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 ご指摘いただきましたとおり、少年、特にこのような事故等の予防については、努めなければならないことは認識しております。

今後、ご指摘ありましたように、様々なスポーツ団体等の機会を設けまして、AEDの設置場所あるいは活用法について、また講習会があれば講習会のPRなどについて、周知を努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ごさいませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○3番（大内広信議員） 続きまして、田村高校体育科・スポーツ科との連携ですが、田村高校は創立100周年を迎えまして、多くの卒業生が多面で活躍されております。特に、県内唯一のスポーツ科の卒業生は、卒業後もプロ・実業団で競技を継続し、優秀な指導者も輩出しております。

そこで、2点の質問がございます。

まず、1点目ですが、田村高校の生徒と小学生の交流機会の確保についてです。

小学生以下の運動不足が問題視されています。さらに、成人では、福島県は健康ワーストトップ3に入っているのが現状です。幼い頃からの運動機会の習慣化や高校生とスポーツを行うことによって、身近な目標でやる気にもつながる可能性があります。

また、町民、特に小学生とのスポーツの交流については、高校生との連携が大きな寄与となると考えます。体育の授業やスポーツテストに田村高校のスポーツ科の生徒の参加について、町としてはどのようにお考えなのか伺いたいです。

2つ目です。

現在、小学生の運動不足に伴い、三春町内のスポーツ少年団等の減少が顕著です。その中で、高校生が指導やサポートを行ったり、大会を運営することで活性化できると考えております。各競技の普及や子どもたちの技術向上にもつながると思います。そこで、田村高校のスポーツ科の生徒や部活動を引退した生徒が、スポーツ少年団やクラブ活動において直接指導することができないかどうか、今後の展望をお伺いしたいです。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目のご質問にお答えいたします。

令和4年度の全国体力・運動能力調査の結果になりますが、町内小中学生の体育・運動能力は、握力とシャトルランを除き、概ね全国平均を上回る結果となっています。しかし、新型コロナウイルスまん延による影響は大きく、全国平均そのものが低下している状況もあることから、議員ご指摘のとおり、子どもたちの運動機会の習慣化については、健康な体づくりの意味からも大切な課題であると考えております。

ご質問の田村高校の生徒と小学生の交流機会の確保については、これまで、三春小学校での跳び箱やマット運動の指導補助を行っていただき、中学校においても、三春中学校で体力テストの計測補助や集団行動の演技披露を行っていただいております。

新たな取組みとして、田村高校校長から、田村高校体育科・スポーツ科の生徒による町立小中学校出前授業ができないかのご提案を頂きました。内容としては、体力テストの指導や計測補助、各運動の指導補助、集団行動の発表会、その他体育の授業内容や要望等に応じた補助であり、町内小中学校全てを対象に検討したいとのことでありました。教育委員会としては大変ありがたいご提案と受け止め、現在、具体的な協議を進め、可能であれば今年度中から実施していきたいと考えているところであります。

2点目のご質問にお答えします。

田村高校が指導可能な種目、日程等を確認し、スポーツ少年団等に照会するなど、実施方法については関係者と協議する必要があります。スポーツ少年団や部活動と田村高校が一体となってスポーツ振興に取り組んでいただくことは、非常に有効であると思っております。是非とも検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

3番。

○3番（大内広信議員） 今年も12月の16日なんですが、田村高校野球部の生徒による野球教室を開催します。これは、コロナ禍はちょっとできなかったのですが、毎年開催してまして、恐らく町の広報紙の方でも取り上げられていたと思えます。

これは、三春町内のスポーツ少年団以外に、田村圏内、それから今年は郡山市のスポーツ少年団も含めて、大体200人ぐらいの子どもたちが、田村高校の野球部の生徒によって指導ができるという、そういうふうなスペシャルな企画を今年も計画しています。これ

は野球部だけじゃなくて、恐らく他の運動部と町のスポーツ少年団のマッチングをやることによって、必ずしもできないことではあるかと思うのですが、できる競技も必ずあると思いますので、今後、町としてもこのような田村高校の運動部が三春町内のスポーツ少年団に出向いて、一緒に競技をすとか、あとは大会運営をサポートすとか、今後、そういったところの展望もちょっとお伺いしたいです。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 質問にお答えいたします。

議員からご質問いただいたように、これまでも田村高校におかれましては、さくら湖マラソン大会の運営に関わっていただいたり、ふくしま駅伝の支援、サポートなどを行っていただいております、非常に町としても感謝を申し上げるところでございます。

今、ご指摘いただいた点につきましても、先ほど、町長答弁ありましたように、こちら可能な種目にてと、なかなか皆さん、ご自分の部活動に専念している、あとは授業でスポーツ科の方は専念しているということですので、そちらの日程、種目など可能なものを確認しながら、検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 以上で、3番大内広信議員の質問を終結します。

○議長 11番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番(橋本善一郎議員) さきに通告しておきました質問に対して質疑いたします。

まず、1点目なんですけども、滝桜の観光についてお伺いいたします。

三春町にとって滝桜は観光の柱と言えるでしょう。しかし、近年の温暖化の影響で、3月下旬から開花の兆しがあり、4月上旬に満開を迎えるなど、時期が早まっております。また、急激な温度上昇により開花時期が1週間と短く、桜が終わっても観光バスが来るなど、観桜料収入にも影響しています。

長年の課題として、滝桜観光に来たお客さんを旧町に誘導し、町の活性化につなげていくことが課題とされてきました。旧町内に駐車場が少なく、町営グラウンドに駐車したお客さんをうまく旧町内に導くことが大切だと考えますので、次の4点の質問を行います。

まず1点目なんですけども、町営グラウンドから旧町内の桜巡りにシャトルバスは活用できないか。

2点目ですが、町営グラウンドから徒歩によるスタンプラリー等の開催により、旧町内に誘導し、帰りはシャトルバス等の利用はできないか。

3点目として、観桜料の入場券で町内でガラポン等の抽選会を行い、旧町内に誘導を図ることはできないか。

4点目として、観光客に町内の商店を利用させていただくために、粗品、割引等の協力ができる商店を募り、のぼり旗等を立てて「桜まつり」を開催してはどうか。

以上4点、質問させていただきます。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第1の質問にお答えします。

1点目のシャトルバスの旧町内の桜巡りへの活用につきましては、現在、シャトルバスは、滝桜の開花時期の渋滞対策として、滝桜と町営グラウンドを往復する形で運行しております。町では、滝桜へおいでになる観光客の皆様にも、歴史と文化の城下町である旧町内にも足を運んでいただくため、観光スポット等の魅力向上や情報発信に取り組んできたところです。

ご質問のシャトルバスの旧町内への乗り入れにつきましては、福島交通の滝桜臨時バスの運行状況や、旧町内への乗り入れに伴う運行方法、運行車両の確保等、また、これらに係る経費を十分調査し、導入について検討して参りたいと考えております。

2点目のシャトルバス利用者を対象とした町営グラウンドから徒歩でのスタンプラリー開催による旧町内への誘導についてであります。町では現在、旧町内への集客、観光振興事業の一つとして、三春城に関連するスタンプラリーを実施しているところです。今後、滝桜開花時期にシャトルバスを利用される方々にも、旧町内の桜の名所や三春城を含めた観光スポットを訪れていただけるよう、魅力ある効果的なスタンプラリーの実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

なお、シャトルバス自体の運行や利用につきましては、1点目で答弁させていただいたとおり、今後、検討して参りたいと考えております。

3点目の観桜券を活用した旧町内での抽選会の実施等につきましては、滝桜観光客の旧町内への誘導と、町なかのにぎわい創出につながる事業として、観桜券の取扱方法や経費等も含め、実施に向け検討して参りたいと考えております。

4点目のより多くの観光客の方々が町内の商店を利用していただくために、期間限定での粗品の提供や商品割引等を行う、いわゆるキャンペーンイベントの実施につきましては、地域の消費拡大等の波及効果が期待できるものと考えておりますので、のぼり等の設置も含め、町内での参加事業者の確保や実施方法等について、三春町商工会とも協議しながら、旧町内、中心市街地活性化への取り組みとして、検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 国の特別天然記念物指定100周年ということで、集客に成功したと思うんですけども、来年度からはどんなイベントをもって集客に努めていくのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えします。

令和3年度から令和5年度にかけて、国の天然記念物指定100周年記念事業ということで、関係機関の皆様のご協力を頂きながら、各種イベント、記念事業を実施して参りました。滝桜への集客事業ということで、現在、新たな計画はございませんが、これまでの滝桜の魅力発信ということで、SNS等を活用した情報発信の強化、それから、各種イベント等における滝桜のチラシ・ポスター配布と、滝桜の魅力を今後も皆様にご知っていただけるように努めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 開花時期なんですけども、10年くらい前は開花時期が2

週間くらいあったものですから、出店している方もそれ相応の利益はあったと思うんですけども、近年、2～3年なんですけども、1週間とかなり短い期間で花が終わってしまうということが懸念されているんですけども、一つには、集客のための広報活動、どんな感じで進めていくのか。

もう一点は、出店に際して、早い時期から出店していかないと、多分、咲いてすぐ終わってしまうというのが近年の傾向なものですから、その辺の対応をどう考えているのか、お聞きします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えいたします。

広報周知等の方法についてであります。先ほど答弁させていただきましたが、三春町の状況につきまして、滝桜観光に関するチラシ等の作成、それから、現在も行っております滝桜の状況のライブ配信、それから、気象情報等でも情報はあるかと思いますが、滝桜の開花予報、そういったものの情報について、関係機関等を通じて、皆さんに広報をして参りたいというふうに考えております。

2点目の出店についてであります。現在、滝桜の出店でございますが、各お店によって異なりますけども、概ね開花から葉桜ぐらいいまでを出店期間ということで設定してございます。出店の期間、確かに桜の時期が温暖化でちょっと短くなっているというご指摘かと思いますが、出店に係る準備につきましては、なるべく関係機関の方と早め早めに打ち合わせをさせていただいて、出店の準備をしていただく。出店の期間につきましても、町の業務ということで、まちづくり公社に今は発注しておりますが、協議で、見頃を若干過ぎても出店できるということで設定できるかと思っておりますので、そういった対応で、時期が若干ずれて訪れる方もいらっしゃるかと思っておりますので、そういった形で、出店の方にはよく協議して進めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○11番(橋本善一郎議員) 有機農業の振興について質問させていただきます。

化石燃料による温暖化の弊害から、持続可能な暮らしが注目され、食料においても健康志向の高まりから有機農産物の栽培面積が徐々に拡大しています。これは三春町ばかりじゃなく全世界的な傾向です。

農業従事者の高齢化に伴い、健康維持のための軽い農作業から経営自立のための栽培まで様々な経営形態がありますが、消費者ニーズの高まり、脱炭素社会の構築の必要性から、今後、栽培面積が増えていくと思われまます。

町全体の農業の形態を見れば、企業的な農業が遊休農地の解消に取り組んでいることは周知の事実だと思います。今後の三春町の農業の主体は、こういった企業的な農業が発展の中心になるのかと思われまます。

一方で、高齢化による耕作放棄地が増えており、中山間高冷地の中で面積が少なく、収益性の向上が課題となっています。有機栽培は、労力の経費、病害虫等の様々な不安要素を抱えています。再生可能な価格が求められ、直売場等の販売で生産者が直接価格設定でき、有利販売ができないとなかなか成立しないと思います。

そこで質問させていただきます。

1点目、三春町においては、有機栽培の振興をどのように図っているのか。

2点目、新たに取り組む人にとって販路の開拓が必要だと思うが、田園生活館等に販売ブースを作ることはできないか。

3番目なんですけども、有機栽培を行った際、助成金はあるのか。また金額は幾らか。

お願いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第2の質問にお答えします。

1点目の有機栽培の振興についてであります。国においては、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の観点から、化学肥料や化学合成農薬等を使用しない有機栽培等への取り組みが推進されているところであります。町では、こういった有機農業を行う農業者への支援として、環境保全型農業直接支払交付金の交付等により、その振興を図っているところであります。

2点目の三春の里田園生活館への販売ブースの設置についてであります。現在運営しております「かご市」への登録を行い、農産物に有機栽培等の表示を行うことにより販売は可能と考えておりますので、改めて販売ブースの設置は考えておりませんが、引き続き、有機農業者等に対する支援や事業内容の広報周知に努めて参りたいと考えております。

また、販路の開拓等にあたっては、国の内外における農産物の販売力強化のため、適正かつ安全な農業生産の手法である農業生産工程管理、いわゆる「GAP」認証の取得への支援等を行い、引き続き、持続可能な農業経営の推進を図って参りたいと考えております。

3点目の有機栽培による生産活動に対する助成金につきましては、1点目のご質問で答弁させていただいた「環境保全型農業直接支払交付金」の助成制度がございます。この助成制度は、取り組む農地の面積によって算出されておりますが、三春町の実績といたしましては、令和4年度の決算額で、町内の1団体に対し29万8,800円を交付しております。

○議長 質問があればこれを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 有機栽培はなかなか手がかかって大変だと思うんですけども、現在、田園生活館に有機栽培として販売している方はいるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 田園生活館の現在の販売ブースに、いわゆる有機認証を受けた農産物が取り扱われているかということでございますが、現在は、三春の里田園生活館の方では、そういった有機農産物が出されていないというふうに承知しております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 有機栽培を一般の野菜と同じターンで販売するという事になると、かなりハンディーがあるというか、その価値を分かってくれる人ならいいんですけども、特定のブースを設けて販売していただきたいと思うんですが、いかがでしょ

うか。再度お願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えします。

三春の里田園生活館への専用ブースの設置についてであります。こちらの方につきましては、専用のブースを設けるということになりますと、安定した出荷量が必要になるかと思えます。議員ご指摘のとおり、有機栽培等は毎年徐々に取り組みを進める農家、それから、農地の面積等も増えている状況であります。現在、生産者の数が少ない状況にあるということで、専用のブースの設置は難しいというふうに考えております。

なお、販路拡大ということで、現在、県では有機農産物の商談会や産地見学会、オーガニックフェアなどの活用を推進しているところでございます。町では、こういった事業の周知に努めながら、有機農業への理解、促進を図って参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、11番橋本善一郎議員の質問を終結します。

……………・・ 散会宣言 ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時52分)

令和5年12月7日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
4番 佐藤弘	5番 山崎ふじ子	6番 石井一正
7番 小林孝	8番 松村妙子	9番 三瓶文博
10番 篠崎聡	11番 橋本善一郎	12番 佐久間正俊
13番 影山常光	14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一
16番 影山初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋	書記 橋本 和宜
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恭朗	企業局長	大内 広三
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課長	嶋原 健二		

農業委員会会長	橋本 正亀
---------	-------

代表監査委員	鈴木 輝夫
--------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年12月7日（木曜日） 午後2時30分開議

- 第1 諸般の報告
 - 第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議
 - 第3 付託議案の委員長報告並びに質疑
 - 第4 議案の審議
- 議案第70号 財産の無償貸付について
議案第71号 三春町衛生車購入契約について
議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 三春滝桜観桜料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第78号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第79号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

《委員会提出議案》

発委第10号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について

発委第11号 健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後2時30分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただ今出席している議員は16名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

…………… 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ……………

○議長 日程第2により、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

陳情事件第7号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」について。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が定例会12月会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、12月5日、第3委員会室において開会いたしました。

陳情第7号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」

陳情者 福島市五月町2-5

福島県医療労働組合連合会

執行委員長 高橋 勝行

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

国民の命と健康を守るため、すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増に向け診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを求める意見書を国に提出していただくこと。

以上について、保健福祉課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、賛成多数、採択すべきものと決しました。

○議長 ただいま、委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結します。

陳情事件第7号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」について採決します。

お諮りします。本陳情は、ただいまの委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件第7号は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

陳情事件第8号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」について。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 陳情第8号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」

陳情者 福島市渡利番匠町15-2

福島県社会保障推進協議会

会長 佐藤 和久

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

健康保険証の廃止を中止し、国の責任ですべての国民に健康保険証の交付を続けるよう求める意見書を提出していただくこと。

以上について、住民課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、賛成多数、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員長の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結します。

陳情事件第8号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」についてを採決します。

お諮りします。本陳情はただいま、委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件第8号は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

陳情事件第9号「原発事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止の意見書提出を求める陳情書」について。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、12月6日、3-1、3-2会議室において開会いたしました。

陳情第9号「原発事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止の意見書提出を求める陳情書」

陳情者 三春町桜ヶ丘4-2-15

モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春

共同代表 大河原さき、二瓶朝夫

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

原発事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出を直ちに中止することを求める意見書を国に提出すること。

本陳情については、国際的な安全基準を満たすとともに、国の責任及び福島県の監視のもと、海洋放出が開始された状況にあります。慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、採択すべきではないと判断したことから、当委員会では全会一致、不採択とすべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員長の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

4番、佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 委員会のただいまの報告でありますけれども、実際的に国際基準を満たしていると。国の責任及び福島県の監視のもとに行われている。したがって、問題ではない。

という内容でありましたけれども、実際的には放出について、漁業者との国の約束事、要するに、「理解なしには処理水のいかなる処分も行わない」と。こういう約束があつてのことだと思いますけれども、この約束について、どのように話し合いがされたのか。ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長 質問に対する、常任委員長の答弁を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 このことに対しては、漁業者の話も委員会の中で出ました。その話も皆さんといろんな話をしまして、慎重に審議をいたしました。

○議長 他にありませんか。

4番。

○4番（佐藤弘議員） 漁業者から話を聞いたと言いましたが、どういう話を聞いたのでしょうか。

○経済建設常任委員長 漁業者の、例えば汚染水が海に流れるわけですから、魚にもし障害があった場合にどうという話や、そのための賠償など、そういうふうなことも話しました。

○議長 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（議長の声あり）

○議長 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

ただいまの委員長報告は不採択であります。

したがって、まず、本陳情を不採択とすることに反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

4番、佐藤弘議員。登壇願います。

○4番（佐藤弘議員） ただいまの陳情の委員会不採択に対して、反対討論を述べさせていただきます。

これは福島民報の6日付けの新聞に載っていた記事なんですけれども、それをちょっと読ませていただきたいと思いますと思うんですけれども。

「国として海洋放出を行う以上、廃炉と処理水の放出を安全に完遂する。漁業者が安心してなりわいを継続できる必要な対策を、今後数十年の長期にわたろうとも政府が全責任を持って対応すると約束する」。

これ、首相のですね、岸田さんが言った言葉でありますけれども、これに対してですね、全漁連の会長。これは全国のですけどね。坂本氏はですね、全く海洋放出に反対する姿勢は変わらない。その後も、現在も同じでありますけれども、福島県の漁業組合も同じであります。したがって、問題なのは先ほど言われました委員会ですね、「国際的な安全基準を満たすから」または「国の責任及び福島県の監視のもと」に行われているから良いと。そういうことではないと私は思っています。

問題なのは、「約束を守る」と。政府が守らないで強行したと。このことが問題であると。

したがって、その約束をきちっと守ってもらいたい。もらうには、直ちにやっぱり中止をして、きちっと漁業組合と話をし、真の理解を得てやるべきだと。

こういう立場で、今回の不採択について反対をするものであります。したがって、直ちに処理水の放出の中止をするということで、多くの議員の皆さんの賛同をお願いして、反対討論を終わります。よろしくお願いします。

○議長 次に、本陳情事件を不採択とすることに賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

13番、影山常光議員。登壇願います。

○13番（影山常光議員） 陳情第9号「原発事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止の意見書提出を求める陳情書」については、経済建設常任委員会が付託を受け、全会一致、不採択の決定を行ったものであります。不採択決定に賛成する立場で討論をいたします。

原発事故以来、国や東京電力は廃炉に向けた道筋の中にあります。海洋放出以外の方法として、国内でのタンクの増設や大気中への蒸発・蒸散などの検討もされてきましたが、現在、原発事故汚染水（ALPS処理水）のタンクは1,000基を超えると報道がなされているところがあります。

今年の8月22日、国はALPS処理水の処分が完了するまで、政府が全責任を持って対応することを約束しました。これは平成27年の政府の約束を再度確認したものであり、8月24日に第1回目の海洋放出を行い、9月11日、今年度1回目の放出を終了しました。

ALPS処理水は、国の基準濃度の40分の1、WHOの飲料基準の7分の1であります。海洋モニタリング等により、科学的な安全性の理解が高まってきております。また、国際基準に合致しており、人及び環境に対する影響は無視できることも、IAEAをはじめ、アメリカ、フランス、スイス、韓国などからも認められているものです。

国も外交努力や地元漁業者、国内外の理解の醸成、風評対策に取り組んでおります。

そのような中、近隣国からは海産物の全面輸入禁止や締め付けが行われており、日本政府は安全性の理解に努めております。近隣特定国は自国の原発処理水を日本の6.5倍の濃度で海洋放出しながら、日本近海で漁業を行うなど、矛盾と、経済安全保障や食料安全保障にも及ぶ懸念すら感じるものです。

また、中国、韓国、フランスをはじめとする欧州諸国の原子力発電を持つ国々においては、海洋放出は日常的に行われていることも現実として理解すべきです。

8月22日には、県知事、大熊・双葉両町長が、5項目の安全確保の徹底、国内外への正確な

情報発信、万全な風評対策と迅速確実な賠償、汚染水発生量の低減、処理技術の継続的な検討を、国・東京電力に要望と申し入れを行いました。

福島県も、8月31日、数十年にわたる安全確保、国内外の正確な情報発信、万全な風評対策と適切な賠償、中国に関する問題の早期沈静化の4項目を直接首相に要望しております。

これらを要約しますと、国・地元ともに安全を徹底し、正確に情報発信して、風評対策をしながらきちんと賠償し、技術的に処理量を減らし、早期に完了してくださいということかと思えます。

さらに付け加えて私は、何かあったときにどうするか、きっちり対応策を考えておいてほしいと思います。今般の陳情第9号については、過去数回にわたり、同様の趣旨の陳情がなされた経緯があります。現実には私たち県民は被害に遭っています。しかし、海洋放出の実施に至ったことは、廃炉の完了こそが福島県の真の復興であり、長い年月にわたりますが、この難局を乗り越えることが復興の道筋であるということでの海洋放出かと考えます。

これらの観点からも、国内外、世界に対しても、わが国の大きな決意・決断がされたものと考えます。

よって、本陳情の不採択に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 次に、反対討論はありませんか。

5番、山崎ふじ子議員。登壇願います。

○5番（山崎ふじ子議員） 不採択に対し、反対討論をいたします。

まず、陳情書にありますように、多数の放射性物質がALPS処理機では完全に除去はできず放置されている実態であります。一部の国が認めたからといって、全世界から容認されたと考えるのはいかなるものかと考えます。また、放射性物質を放出している国が他にあるから、わが国も良いという考え方は、自分の国さえ良ければ良いという誤った考え方ではないでしょうか。

地下水の流出問題を抜本的に解決せず海洋放出をしても、30年40年でタンクがなくなることはありません。抜本的な対策を怠って、安易な放出に頼る政策は間違っていると考えます。

海は、私たち日本人だけのものではありません。全世界を巡っております。

今私たちに求められていることは、安全安心な海を次の世代に手渡すことではありませんか。是非、お考えを、賛同をお願いしたいと思います。

○議長 次に、賛成討論はありませんか。

2番、三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 不採択の賛成討論を始めたいと思います。

賛成意見を述べます。この度、意見書は過去4回採択となっております。2020年6月、2021年3月、2021年6月、2022年9月です。今回の意見書提出陳情では5回目となります。

そこで、私の討論なんですけれども、私は過去4回採択された意見書をもって、三春町議会の日本国政府と東京電力原子力事故処理対応の1つ、ALPS処理水海洋放出に対して明確な反対の意思表示はできていると考えております。

三春町議会は、1万数千人の有権者の付託を受けた議員によって構成されております。町民の皆様は様々な考えを持たれている人が存在しており、その代表として議会が存在する訳でありますから、今般のような意見書は、複数回提出すべきではないと考えております。

また、社会状況は刻々と変化しておる中、福島県民の立場からしますと、むしろ風評被害払拭、対策の強化等の要請の必要性を個人的には考えております。

3つ目。この状況につきまして、メディアを通じて頻繁に取り上げられており、多くの県民・国民・関係者はそれを注視しております。

4つ目。今般の処理水放出措置については、日本国政府の発表した基本方針、2021年の4月ですが、に対して、国際原子力機関（IAEA）の間で署名されました、「ALPS処理水の取扱いの安全性に係るレビューの包括的な枠組みに関する付託事項」に基づき、レビュー報告がなされております。これが2021年の4月であります。その報告によりますと、国際基準に合致しているのです、安全だというふうな報告であります。このような形で、様々なエビデンスを示されていると考えます。

5番目に、日本国政府とIAEAは、処理水放出に対して、最後の放出が完了するまで責任をもって、環境に対してのアセスメントを継続していくと表明しております。現在、海洋放出口付近で、定期的な測定値が基準値限界以下であることを、具体的な数値データとして、マスコミ等にも報告されておるところから、今般の意見書提出陳情に対する委員会決議、不採択に賛成するものであります。

以上です。

○議長 他に討論はありませんか。以上で、討論を終結します。

陳情事件第9号「原発事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止の意見書提出を求める陳情書」について採決します。

お諮りします。

本陳情はただいまの委員長報告のとおり、不採択することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○議長 ただいまの議長の宣告に対し、異議がありました。この場合の申し立ては、会議規則第87条の規定により、2人以上を必要とします。

異議のある方の挙手を求めます。

（2人以上が挙手）

○議長 挙手2人以上であり、異議の申し立ては成立しました。したがって、陳情第9号については、起立による採決といたします。

本陳情は、原案のとおり不採決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 起立多数であります。

よって、陳情第9号は、不採択することと決しました。

……………付託議案の委員長報告並びに質疑……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月1日に日程設定を行い、12月5日、6日及び7日の4日間、第1委員会室において開会し、12月5日には現地調査も行いました。

議案第70号 財産の無償貸付について

議案第77号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

以上2案について、財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、議案第70号については、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第77号については、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上4案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月1日に日程設定を行い、12月5日、6日、7日の4日間、第4委員会室において開会し、12月5日には現地調査も行いました。

議案第76号 三春滝桜観桜料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 令和5年度三春町一般会計補正予算(第5号)について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が定例会12月会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月1日に日程設定を行い、12月5日、6日及び7日の4日間、第3委員会室において開会し、12月6日には現地調査も行いました。

議案第71号 三春町衛生車購入契約について

議案第79号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について

以上2案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 令和5年度三春町一般会計補正予算(第5号)について

保健福祉課長、住民課長、教育課長、生涯学習課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に

関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、広報広聴常任委員会より報告願います。

広報広聴常任委員会委員長。

○広報広聴常任委員長 　広報広聴常任委員会よりご報告いたします。

本委員会は、令和5年10月1日から昨日まで、「みはる議会だより」の編集・発行、「町民と議会との意見交換会」の企画・運営など、計2回開催いたしました。

まず、「みはる議会だより」は、11月の計1回発行いたしました。

11月1日発行の第174号では、「議会新体制スタート」と題して、新しい議会構成と議員の皆さんからの「熱い想い」を掲載することで、より多くの町民の皆さんに、新たなスタートを切ったことをお知らせいたしました。

また、定例会9月会議の一般質問の際、田村高校の生徒さんに議会運営をご協力いただいた様子と、広報広聴特別委員会によるインタビューの様子を、特集ページとして掲載いたしました。

次に、町民と議会との意見交換会につきましては、11月に7回開催し、多くの町民の皆さんにご参加いただきました。意見交換会では、若者世代の定住対策をはじめ、子育て支援、農業の振興、議会への意見など幅広い分野について活発な意見交換が展開されました。町民の皆さんから寄せられたご意見・ご要望は、改めて全員協議会で内容を精査し、議会からの意見・要望として、今後、町へ申入れを行う予定としております。

今後も、本委員会では、モニターの意見やこれまでの活動の成果を活かし、さらに読みやすく、分かりやすい「みはる議会だより」の編集・発行に努めるとともに、町民と議会との意見交換会などを通じて、広報・広聴に努めて参りたいと思います。

以上、広報広聴常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で広報広聴常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 　日程第4により、議案の審議を行います。

議案第70号「財産の無償貸付について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第71号「三春町衛生車購入契約について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第72号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第73号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第74号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第75号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第76号「三春滝桜観桜料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第77号「令和5年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第78号「令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第79号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、文教厚生常任委員会委員長より発委第10号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について」と、発委第11号「健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について」の提出がありました。

この際、日程に追加して議題としたいと思いますが、ご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発委第10号から発委第11号までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を定例会12月会議・議会提出フォルダに掲載しますので、少々お待ち願います。

議案書は確認できましたか。

発委第10号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第10号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和5年12月7日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会委員長 松村妙子

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより、発委第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発委第11号「健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第11号「健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出につ

いて」

地方自治法第99条の規定により、健康保険証廃止の中止を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和5年12月7日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会委員長 松村妙子

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより、発委第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 定例会12月会議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは、全議案可決いただきましてありがとうございました。

今回、可決いただいた議案の中には、例えば滝桜の観桜料に関するものなどがございます。滝桜観光、今までの観光客の皆さん、或いは町民の皆さんからいただいた改善・要望など適切に対応して、より満足の高い滝桜観光を目指していきたいというふうに思います。

併せて衛生車購入という、我々の生活の縁の下の力持ちを確保するための事業にも、予算が付くことができました。感謝申し上げます。

簡単ではありますが、12月定例会の閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これをもって、令和5年三春町議会定例会12月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後 3時26分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月7日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 山 崎 ふじ子

署 名 議 員 石 井 一 正

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第70号	財産の無償貸付について	全員	原案可決
議案第71号	三春町衛生車購入契約について	全員	原案可決
議案第72号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第73号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第74号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第75号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第76号	三春滝桜観桜料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第77号	令和5年度三春町一般会計補正予算（第5号）について	全員	原案可決
議案第78号	令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	全員	原案可決
議案第79号	令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について	全員	原案可決
発委第10号	すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について	全員	原案可決
発委第11号	健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について	全員	原案可決